

衆憲資第 23 号

条約と憲法について

(イラク問題・北朝鮮問題をめぐって)

- 日本国憲法及び国際連合憲章・日米安全保障条約の視点から -
3 月 20 日の自由討議に当たっての参考資料

平成 15 年 3 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 15 年 3 月 20 日（木）に開催される衆議院憲法調査会において、「条約と憲法について（イラク問題・北朝鮮問題をめぐって） 日本国憲法及び国際連合憲章・日米安全保障条約の視点から 」をテーマとして委員間で自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、 イラク・北朝鮮をめぐり最近の国際情勢、 安全保障・国際協力に関する政府答弁（参考資料として）について、衆憲資第 12 号を補訂する形で、衆議院憲法調査会事務局が簡潔にまとめたものである。

この資料を利用するに当たっては、以下の点にご留意下さい。

について

- ・主として問題関心が高いと思われる事項を中心に作成したものであって、網羅的なものとなっていないこと。

について

- ・9 条に関する政府解釈の基本を踏まえつつ、特に今回の自由討議のテーマと関連が深いと思われる答弁部分を抜粋したものであって、網羅的なものとなっていないこと。
- ・答弁部分の抜粋に当たっては、憲法学の教科書、論文等で引用されているものを参考にしたこと。

目 次

| | |
|---|----|
| ・ イラクをめぐる最近の国際情勢 | 1 |
| 【参考】湾岸戦争時における安保理決議の流れ | 2 |
| 【参考】イラクに対する経済制裁 | 2 |
| 【参考】大量破壊兵器の規制及びイラクに対する国連による 大量破壊兵器査察 | 3 |
| 【参考】湾岸戦争以降の主なイラク攻撃の事例 | 4 |
| 【参考】イラク攻撃が実施された場合の国際法上の根拠等 | 4 |
| 【参考】イラク攻撃が実施された場合における日本の対応 | 7 |
| < 参考安保理決議 > | 8 |
| 安全保障理事会決議 678 | 8 |
| 安全保障理事会決議 687 | 9 |
| 安全保障理事会決議 1441 | 16 |
| < 2003年3月19日の主要各紙の社説 > | 21 |
| | |
| ・ 北朝鮮をめぐる最近の国際情勢 | 27 |

< 参考資料 >

安全保障・国際協力に関する政府答弁

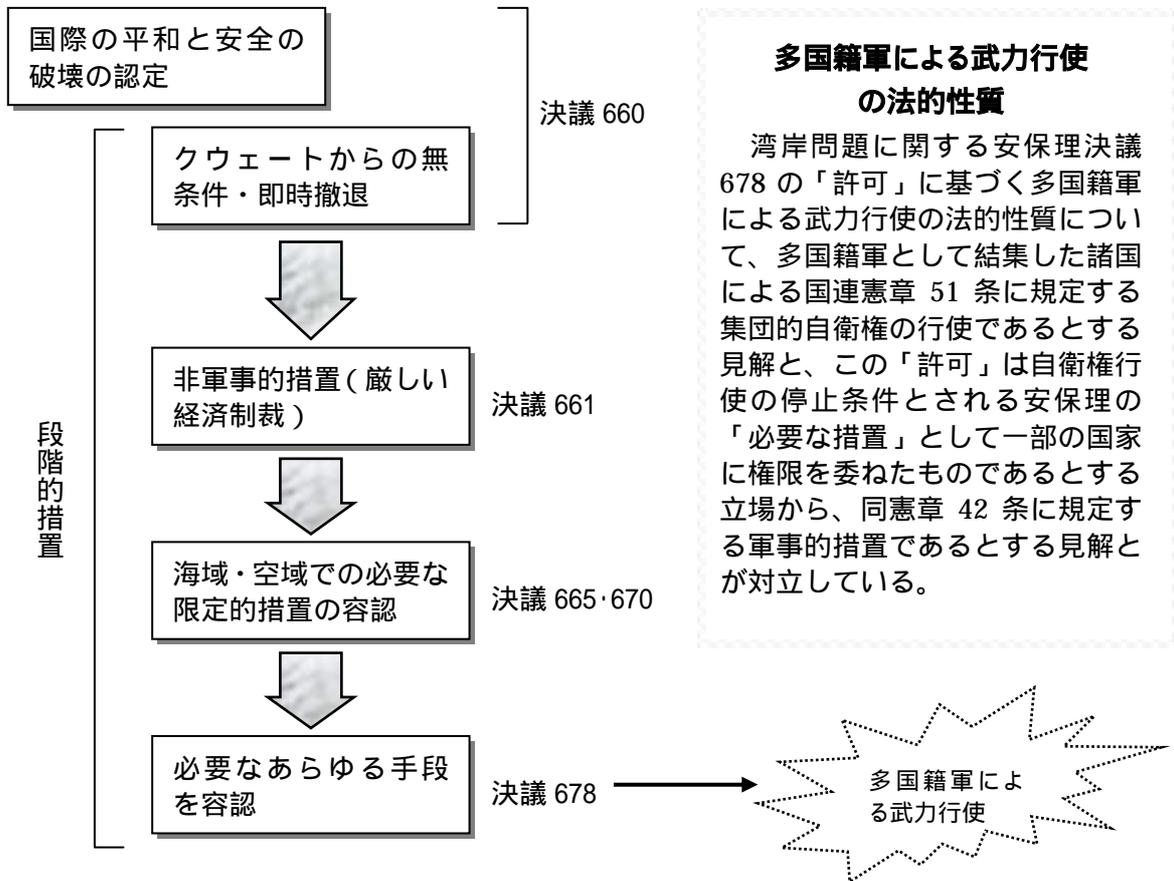
| | |
|--|----|
| 1. 9条全般の解釈(自衛権、交戦権及び自衛隊) | 37 |
| 2. 国権の発動たる戦争・武力の行使・武力による威嚇及び国際紛争 | 37 |
| (1) 国権の発動たる戦争の意義 | 37 |
| (2) 武力の行使 | 38 |
| (3) 武力による威嚇の意義 | 39 |
| (4) 「国際紛争を解決する手段としては」の意義 | 39 |
| 3. 自衛権の発動要件 | 40 |
| (1) 自衛権発動の3要件 | 40 |
| (2) 武力攻撃の発生時点 | 40 |
| 4. 自衛力増強の限界 | 41 |
| (1) 保有し得る兵器の具体的限度の判断基準・潰滅的兵器保有の禁止 ... | 41 |
| (2) 自衛権行使のための武器の保有 | 41 |
| (3) 核兵器の保有 | 42 |
| 5. 自衛権行使の地理的範囲 | 43 |
| (1) 公海・公空での自衛権行使の可能性 | 43 |
| (2) 公海における実力行使 | 43 |
| (3) 自衛のための誘導弾発射基地への攻撃 | 43 |
| 6. 集団的自衛権 | 44 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 7. 武力行使との一体化 | 45 |
| 8. 国連活動との関係 | 45 |
| (1) 集団安全保障 | 45 |
| (2) PKO 活動 | 47 |
| (3) 多国籍軍 | 49 |
| 9. 米国との関係 | 50 |
| (1) 基地の提供 | 50 |
| (2) 周辺事態における協力と憲法との関係 | 50 |
| (3) テロ対策における協力の根拠 | 51 |
| (4) 個別協力事項 | 52 |

イラクをめぐる最近の国際情勢

| 年 月 | 事実の概要 |
|---------|---|
| 1990.8 | イラク、クウェートへ侵攻。安理、「平和及び安全の破壊」を認定し、イラクに対する経済制裁等を決議 |
| 11 | 安理、対イラク武力行使容認決議を採択（決議 678） |
| 1991.1 | 多国籍軍、「砂漠の嵐」作戦を展開、17日空爆開始 |
| 2 | 24日に地上軍を投入、26日にクウェート解放、28日に戦闘停止 |
| 4 | イラク、停戦及び国連による大量破壊兵器の査察を含む戦後処理を定める安理決議 687を受諾し、11日正式に停戦 |
| 1993.6 | 米軍、ブッシュ元米大統領暗殺計画への報復としてイラクにミサイル攻撃 |
| 1996.9 | 反政府運動を続けるクルド人居住地域へのイラク軍による侵攻に対し、米国、空爆を実施 |
| 1998.12 | イラクによる国連大量破壊兵器特別委員会（UNSCOM）の活動妨害に対し、米英、大規模な空爆を実施（「砂漠の狐」作戦） |
| 1999.12 | 安理、UNSCOMを引き継ぐ新たな査察機関である国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）の設置を決定（決議 1284） |
| 2001.1 | ブッシュ、大統領に就任 |
| 9 | 米国同時多発テロ事件 |
| 2002.1 | ブッシュ米大統領、一般教書演説でイラク、イラン及び北朝鮮をテロ組織を支援する「悪の枢軸」と批判 |
| 5 | 安理、対イラク制裁に関する包括的修正を決議（決議 1409） |
| 9 | ブッシュ米大統領、国連総会で、イラクが湾岸戦争後も国連決議を無視して大量破壊兵器を開発し、テロリスト活動を支援していると批判し、イラク攻撃を正当化 イラク、国連による査察の無条件受入れを表明 米国の「国家安全保障戦略」報告において、「ならず者国家」やテロ組織に対して先制攻撃も辞さない旨を表明（ブッシュ・ドクトリン） |
| 10 | 米英がイラクへの武力行使を容認する決議案を安理に提示 米国上下院、大統領に対するイラクへの武力行使容認決議を採択 |
| 11 | 米英が武力行使の直接的表現を削除した修正決議案を安理に提案 イラクに大量破壊兵器査察受入れを求める安理決議 1441を全会一致で採択 イラク、安理決議 1441を受諾（イラク議会は査察拒否を決議） UNMOVIC及びIAEAがイラク査察を約4年ぶりに再開 |
| 12 | イラク、大量破壊兵器は保持していないとする申告書を国連査察団に提出 |
| 2003.1 | 27日、国連査察団、報告書を安理に提出（大量破壊兵器廃棄の証拠は存在しないが、査察へのイラクの協力体制は不十分等の見解が示される。2/14に追加報告） |
| 2 | 5日、米国、イラクによる決議違反の情報を安理に報告 10日、仏独露、査察の継続・強化を求める共同宣言 24日、米英西、武力行使容認決議案を提出。仏独露、査察4カ月延長の要求 |
| 3 | 7日、国連査察団、協力不完全、ミサイル廃棄進展、査察に数ヶ月必要等を報告 7日、米英西、武装解除期限を17日とする決議案の修正案を提示 12日、英国、イラクの武装解除の意思を確認する6条件を提示 16日、米英西、緊急首脳会談 17日、米英西、新決議なしでの武力行使を表明。ブッシュ米大統領、イラクに対する最後通告（48時間以内のフセイン大統領の国外退去を求める） |

【参考】湾岸戦争時における安保理決議の流れ



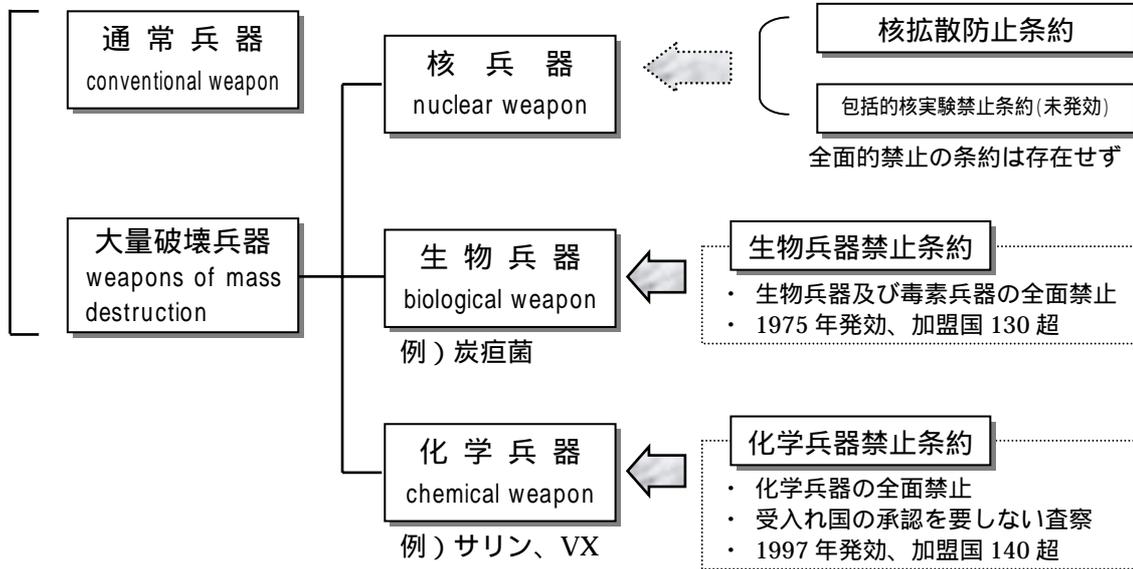
【参考】イラクに対する経済制裁

安保理決議 661 をはじめとする安保理決議により課せられた経済制裁により、イラクの経済情勢は、急激に悪化した。経済情勢の悪化に伴うイラク国民の窮状にかんがみ、人道物資購入を可能とするため、1996 年 12 月以降、国連加盟国によるイラクの石油の輸入が再開されるとともに (Oil for Food 計画) (安保理決議 986) 1999 年 12 月には、輸出限度枠が撤廃された (安保理決議 1284)。また、輸入についても、2002 年 5 月以降、安保理決議 1409 により、制裁対象となる軍民両用物資に関する品目リスト (Goods Review List) が導入され、輸入対象品目の拡大、石油と食料との交換スキームの改善を含む輸入手続の簡略化等が図られた。

しかし、経済制裁により唯一の外貨獲得源の石油代金の使途が制限されていること、膨大な対外債務を抱えていること、巨額な湾岸戦争の賠償を支払う義務を負っていること等の理由から、イラクの経済情勢は、依然として厳しいとされる。

【参考】大量破壊兵器の規制及びイラクに対する国連による大量破壊兵器査察

< 大量破壊兵器の規制の枠組み >



< 国連による大量破壊兵器査察と安保理決議 >

| 決議 No. | 年月 | 決議の概要 |
|--------------------|---------|--|
| 決議 687 | 1991.4 | 国境線の確定、賠償責任等の停戦の枠組みが提示されるとともに、経済制裁の解除条件として、大量破壊兵器を国際的な監視の下で廃棄することを義務付け、また、大量破壊兵器の査察を実施する組織として、国連大量破壊兵器特別委員会（UNSCOM）を設置した。 |
| 決議 1284 (仏露中棄権) | 1999.12 | 1998年12月の米英軍によるイラク空爆のために中断された査察を再開させるため、UNSCOMに代わる新たな査察機関である国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）を設置した（この査察への協力が制裁の停止条件とされたが、イラクは、この決議に基づく査察を拒否し続けた。） |
| 決議 1409 | 2002.5 | イラク国民の人道状況の改善及びイラクによる大量破壊兵器開発の阻止を目的として、経済制裁の見直しがなされた（スマート制裁）。 |
| 決議 1441 (全会一致) | 2002.11 | 憲章7章の下に、イラクは一連の決議に対する「重大な違反」を続けていること、イラクは30日以内にすべての大量破壊兵器の開発計画を申告すること、国連査察団は45日以内に活動を再開し、その60日後に安保理に査察結果を報告すること、安保理は報告を受けて必要な措置を検討すること、義務の不履行は「深刻な結果」を招くこと等を内容として、イラクに大量破壊兵器査察の受入れを要求した。 |

【参考】湾岸戦争以降の主なイラク攻撃の事例

| 年 月 | 攻撃主体 | 理由、根拠等 | 軍事行動等への日本の対応 |
|--------------------|------|---------------------------------------|--|
| 1991.1～4 (湾岸戦争) | 多国籍軍 | クウェート侵攻 安保理決議 678 | 130億ドルの財政支援 機雷掃海艇をペルシャ湾に派遣 (自衛隊法 99条) PKO 協力を制定 |
| 1993.6 | 米国軍 | ブッシュ元米大統領暗 殺計画 | |
| 1996.9 | 米国軍 | クルド自治区侵攻 | 橋本首相、「理解し、支持する」との声明 |
| 1998.12 (砂漠の狐) | 米英軍 | 国連査察の拒否 | 小淵首相、「支持する」との声明 |
| 2003. ? | ? | 大量破壊兵器開発 安保理決議 678・687 及 び 1441 | 小泉首相、「支持する」との表明(3/18) |

【参考】イラク攻撃が実施された場合の国際法上の根拠等

イラク攻撃が実施された場合、米国の「国家安全保障戦略」にいう先制行動による自衛権、湾岸戦争時において武力行使を容認した安保理決議 678 及び停戦の枠組みや大量破壊兵器廃棄を定める安保理決議 687、大量破壊兵器廃棄の最後の機会を与えた安保理決議 1441 が、これを正当化する根拠として考えられている。

(1) イラク攻撃の国際法上の根拠

A. 自衛権（米国の「国家安全保障戦略」における先制行動）

2002年9月に発表された米国の「国家安全保障戦略」においては、テロ組織の潰滅を優先課題とし、必要であれば、単独行動を起こす、実際に武力攻撃を受けなくとも、そのおそれが差し迫った場合には、敵の攻撃の時や場所が不確かであっても自衛のために先制的に行動する(自衛権行使の要件である「急迫した侵害」の概念については、敵の能力、目的等に応じて変更されるべきものとしている。) 防衛のために武力を行使する意思を通じて、自由を守る力の均衡を維持する、潜在的な敵が米国と同等の軍事力を持つことを思いとどまらせるため、十分な軍事力を保持するという立場が、冷戦時代の抑止に代わる新しい柱として打ち出されている。

国連の場合において武力行使を容認する決議(米英西の修正案)が採択されない場合、先制行動としての自衛権を根拠にイラク攻撃を正当付ける考え方も示されている。

この「国家安全保障戦略」、特に「先制攻撃」戦略については、国際法の

観点から、多くの批判がなされている。一般国際法上、自衛権とは、他国の違法かつ急迫した侵害に対して自己の権利又は法益を必要かつ相当の程度において防衛する国家の基本的権利をいい、違法性、急迫性及び相当性の3要件を満たす限りにおいて、違法性が阻却されると一般に考えられている。また、国連憲章においては、武力の行使を一般的に禁止した上で(2条4項)その例外として、集団安全保障の軍事的強制措置(42条)とともに、個別的又は集団的な自衛権の行使(51条)が認められており、特に自衛権については、その行使が「武力攻撃が発生した場合」を要件とするなど厳格に限定されている。このため、「先制攻撃」は認められないとする見解が多数を占めている。

B. 安保理決議 678・687

武力行使が容認された湾岸戦争時における安保理決議 678 に基づき、停戦の枠組みとともに大量破壊兵器の査察及び廃棄を定める安保理決議 687 の違反を根拠として、イラクに対する武力行使が可能であるとの考え方も示されている(両決議の全文については、8頁及び9頁参照)。

C. 安保理決議 1441

2002年11月8日、安保理は、厳しい経済制裁を課す安保理決議 661以降の一連のイラク問題に関する諸決議の存在を確認した上で、憲章7章の下に、次の事項を主たる内容とする決議(安保理決議 1441)を全会一致で採択した(この決議の全文については、16頁参照)。

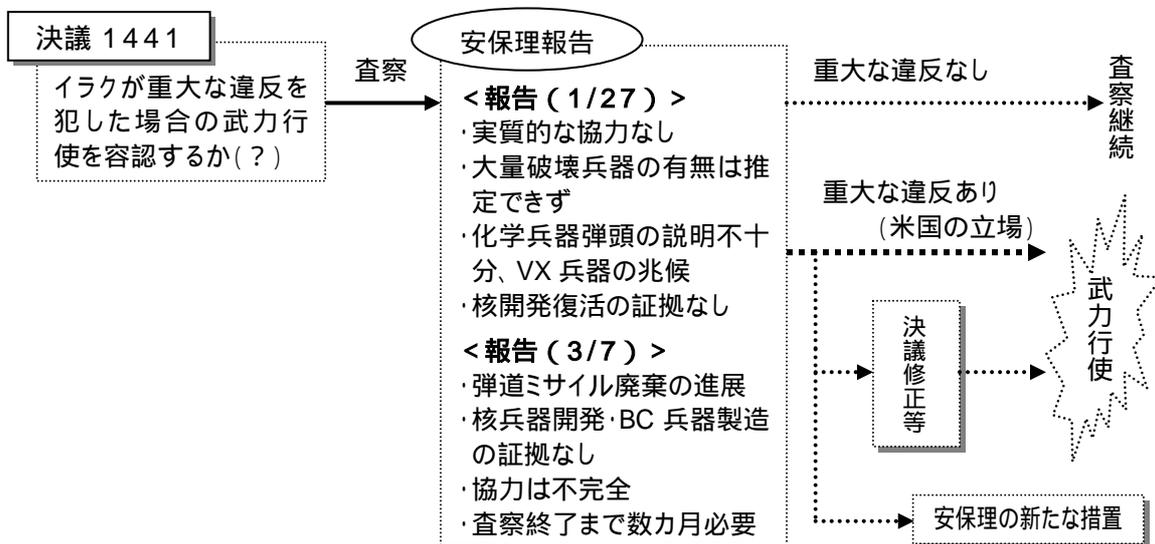
<安保理決議 1441 の主な内容>

1. イラクは、一連の安保理決議の「重大な違反(material breach)」を続けている。
2. イラクに対し、武装解除の義務を遂行する「最後の機会(final opportunity)」を与える。
3. イラクは、この決議採択から30日以内に、国連査察団(UNMOVIC及びIAEA)に対し、すべての大量破壊兵器の開発計画を申告する。
4. 申告に虚偽若しくは遺漏がある場合又はイラクが決議履行を拒む場合、「更なる重大な違反(further material breach)」があったとして安保理に報告される。
5. 国連査察団は、この決議採択から45日以内に活動を再開し、その60日後に安保理に報告する。
6. 安保理は、国連査察団の活動を実効的なものとするための措置を講ずる。
7. イラクは、この決議採択から7日以内に、この決議を完全に履行する意思を表明し、国連査察団の活動に対し、直ちに、無条件かつ積極的な協力を行う。
8. 国連加盟国は、国連査察団の活動を支援する。
9. 安保理は、国連査察団からの報告を受けた場合、直ちに協議を行い、完全な履行の必要性について検討する。
10. 義務の不履行を続けることは「深刻な結果(serious consequences)」をもたらすことをイラクに警告する。

この安保理決議 1441 については、イラクに対し平和的な大量破壊兵器廃棄のための「最後の機会」を与えたものであって、「更なる重大な違反」があれば新たな決議なくして直ちに武力行使が可能とするアメリカの解釈と、イラクによる「更なる重大な違反」は直ちに武力行使を容認するものではなく、安保理を通じた解決が図られるべきであるとする仏露中等の解釈とが分かれています。

なお、日本政府は、この決議自体が単独で武力行使を容認するものではないとの見解を衆議院予算委員会等の国会答弁において示した（3月18日の記者会見において、小泉首相は、武力行使の法的根拠として、安保理決議 678、687、1441 等のイラクをめぐる一連の安保理決議を挙げた。）。

< 安保理決議 1441 の流れ >



(2) 武力行使に関する国連体制

国連憲章においては、武力行使が一般的に禁止され（2条4項）、その例外として、武力攻撃が発生した場合、安保理が必要な措置をとるまでの間、国家に対し認められる個別的又は集団的な自衛権の行使（51条）、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為を認定した上で、これに対する集団措置として安保理が決定する行動（集団安全保障。7章又は8章）が定められている。

米英等が武力攻撃を容認する安保理決議を経ないでイラクに対する武力行使に踏み切った場合、前記（1）に列挙した事由は武力行使の法的根拠として認められないとの立場からは、その武力行使は、いずれの例外措置にも当たらず、国際法違反を構成する、国際の平和及び安全の維持に一定の機能を果たしてきた国連をないがしろにするものであり、「法の支配」では

なく、「力の支配」による国際秩序の形成に導くおそれがある等の批判がある。

< 武力行使容認決議なくして武力行使がなされた事例 >

| 事 実 | 原因事件 | 武力行使の根拠 | 安保理の対応 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| NATO のユーゴ空爆 (1999年3月) | コソボ自治州でのミロシェビッチ政権によるアルバニア系住民の虐殺(民族浄化) | 人道的介入 | 憲章 7 章の下に追加措置等決議を採択。戦後、国際安全部隊設置決議を採択 |
| 米英軍のアフガニスタン攻撃 (2002年1月) | 9.11 テロ事件の首謀者とされるビンラディン氏をタリバン政権が庇護 | 個別的自衛権及び集団的自衛権 | 憲章 7 章の下にテロ非難決議を採択。戦後、暫定政権樹立支持等の決議を採択 |
| イラク攻撃 (2003年3月?) | 大量破壊兵器廃棄等の国連諸決議のイラクによる義務不履行 | 決議 678・687 及び決議 1441 | 憲章 7 章の下での決議 1441 に基づく査察を実施 |

【参考】イラク攻撃が実施された場合における日本の対応

3月17日(日本時間18日)、ブッシュ米大統領は、イラクは大量破壊兵器を保有しており、フセイン政権下での武装解除は不可能であり、また、安保理はイラクの武装解除に係る責任を果たしていないとの認識を示した上で、48時間以内のフセイン大統領及びその息子の国外退去、国外退去を拒否した場合の軍事行動(安保理決議678・687及び1441を法的根拠とする。) イラク再建のための援助等を内容とするイラクに対する最後通告演説を行った。

これを受けて、同日、小泉首相は、記者会見において、米国の方針及び米英軍等によるイラク攻撃の実施に対する支持を表明した。

| 小泉首相発言の要旨 | |
|-------------------------|--|
| 米国方針支持の理由 | 大量破壊兵器と独裁者又はテロリストとの結合の危険であり、フセイン政権は、武装解除を拒否する判断を示していること。戦後50有余年間日本の平和と繁栄に資してきた日米同盟を堅持しつつ国際協調を図る必要があること |
| 武力行使の法的根拠 | 安保理決議678、687、1441等をはじめとするイラクをめぐる一連の安保理決議 |
| イラク攻撃の際における日本の対応 | 武力行使に参加しない。 国民の安全確保及び経済混乱の回避に努める。 戦後のイラクの復興に向けて主体的に判断する。 |

新聞報道等によれば、政府は、難民支援(資金及び物資の提供)と周辺国への経済支援(円借款供与、無償資金協力等計10億ドル)及び人道支援、日本国内の対テロ警戒の強化(重要施設警備強化) 経済システムの安定(為替

市場、株式市場、原油価格の安定等)、イラク周辺国の在留邦人の安全と退避手段の確保(自衛隊機等の派遣)等を柱とする対処方針を既に決定しているとされる。

ブッシュ大統領の最後通告演説を受けて、武力行使を選択肢に入れた米国等の対イラク方針に対し支持又は参加の意思表示を行った国家としては、日本のほか、韓国、オーストラリア等が、他方、反対の意思表示を行った国家としては、ロシア、フランス、カナダ等がある。

<イラク攻撃をめぐる主要各国の対応>

| | 湾岸戦争 | アフガニスタン攻撃 | イラク攻撃 |
|---|-------------------------------|-----------------------------------|---|
| 英 | 約 50,000 人を派遣して多国籍軍に参加艦艇の派遣 | 約 2,000 人の地上軍を派遣し武力行使に参加艦艇・潜水艦の派遣 | 大量破壊兵器解除への協力拒む場合には武力行使 世論(攻撃賛成 29%、反対 52%) |
| 独 | 多国籍軍に不参加トルコへの戦闘機派遣及び経済支援 | 約 100 人の奇襲部隊を派遣 装甲車・艦艇の派遣 | 安保理において平和的な武装解除可能、武力行使には不参加 世論(64%が攻撃に「大きな不安」) |
| 仏 | 約 12,000 名を派遣して多国籍軍に参加艦艇の派遣 | 補給部隊を中心とする約 550 名を派遣 艦艇の派遣 | 武力行使は正当化できず、国際社会に重大な影響を与える 世論(攻撃反対 87%) |
| 露 | 多国籍軍に不参加 | 情報提供等 | 決議 1441 の枠組みにおける解決を強調、武力行使に法的根拠なし |
| 日 | 多国籍軍に不参加 経済支援 戦後に掃海艇の派遣 | 人道援助・難民支援 後方地域支援 イージス艦等の派遣 | 国際社会全体での取組みを強調、武力行使の方針を支持 世論(攻撃賛成 13%、反対 80%) |

世論調査の数値は、東京新聞朝刊(H15.2.23, 3.3, 3.17)から引用した。

<参考安保理決議>

安全保障理事会決議 678 (1990 年 11 月 29 日)

| | |
|-------|--|
| 提案国 | カナダ、フランス、ルーマニア、ソ連、イギリス、アメリカ |
| 賛成 12 | カナダ、コロンビア、コートジボワール、アメリカ、エチオピア、フィンランド、フランス、マレーシア、イギリス、ザイール、ルーマニア、ソ連 |
| 反対 2 | キューバ、イエメン |
| 棄権 1 | 中国 |

安全保障理事会は、

1990 年 8 月 2 日付決議 660 (1990 年)、1990 年 8 月 6 日付決議 661 (1990 年)、1990 年 8 月 9 日付決議 662 (1990 年)、1990 年 8 月 18 日付決議 664 (1990 年)、1990 年 8 月 25 日付決議 665 (1990 年)、1990 年 9 月 13 日付決議 666 (1990 年)、1990 年 9 月 16 日付決議 667 (1990 年)、1990 年 9 月 24 日付決議 669 (1990 年)、1990 年 9 月 25

日付決議 670 (1990 年)、1990 年 10 月 29 日付決議 674 (1990 年) および 1990 年 11 月 28 日付決議 677 (1990 年) を想起し、かつ再確認し、

国際連合によるあらゆる努力にもかかわらず、イラクが、安全保障理事会をあからさまに無視して、決議 661 (1990 年) およびそれに引き続く前記の国連諸決議に従ってその義務に応じることを拒否していることに留意し、

国際連合憲章のもとでの国際の平和と安全の維持および確保のための安保理の義務と責任に留意し、

理事会決定の完全な遵守を確保することを決意し、
国連憲章第 7 章のもとに行動して、

- 1 イラクが決議 661 (1990 年) およびそれに引き続くすべての関連諸決議を完全に遵守することを要求し、かつ、すべての理事会決定を維持しながら、イラクによる諸決議遵守のために最後の機会を、善意の猶予として与えることを決定する。
- 2 クウェート政府に協力している加盟諸国に対して、イラクが 1991 年 1 月 15 日以前に、前記第 1 項に示されたように、前掲の諸決議を完全に履行しなければ、決議 661 (1990 年) およびそれに引き続くすべての関連諸決議を堅持および履行し、当該地域における国際の平和と安全を回復するために、必要なすべての手段をとる権限を与える。
- 3 すべての国に対して、本決議第 2 項に従ってとられる行動に適切な支援を与えるよう要請する。
- 4 関係諸国に対して、本決議第 2 項および第 3 項に従ってとられる行動の進捗状況について理事会に定期的に報告するよう要請する。
- 5 この問題に引き続き取り組むことを決定する。

横田洋三編『国連による平和と安全の維持』(2000 年)国際書院から抜粋

安全保障理事会決議 687 (1991 年 4 月 3 日)

| | |
|-------|--|
| 提案国 | ベルギー、フランス、ルーマニア、イギリス、アメリカ、ザイール |
| 賛成 12 | アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国、ベルギー、ルーマニア、ザイール、インド、ジンバブエ、コートジボワール、オーストリア |
| 反対 1 | キューバ |
| 棄権 2 | エクアドル、イエメン |

安全保障理事会は、

1990 年 8 月 2 日付決議 660 (1990 年)、1990 年 8 月 6 日付決議 661 (1990 年)、1990 年 8 月 9 日付決議 662 (1990 年)、1990 年 8 月 18 日付決議 664 (1990 年)、1990 年 8 月 25 日付決議 665 (1990 年)、1990 年 9 月 13 日付決議 666 (1990 年)、1990 年 9 月 16 日付決議 667 (1990 年)、1990 年 9 月 24 日付決議 669 (1990 年)、1990 年 9 月 25 日付決議 670 (1990 年)、1990 年 10 月 29 日付決議 674 (1990 年)、1990 年 11 月 28 日付決議

677 (1990年)、1990年11月29日付決議678および1991年3月2日付決議686を想起し、

クウェートの主権、独立および領土保全の回復ならびに同国正統政府の復帰を歓迎し、

クウェートおよびイラクの主権、領土保全および政治的独立をすべての加盟国が尊重することを確認し、かつ、決議678(1990年)第2項のもとでクウェートに協力している加盟諸国により、決議686(1991年)第8項に合致するよう、イラクにおける自国軍の存在をできるだけすみやかに終了させるという意図が表明されたことを留意し、

イラクによるクウェートへの不法な侵攻および占領に鑑み、イラクの平和的意図が保障される必要があることを再確認し、

1991年2月27日にイラク外務大臣から送付された書簡および決議686(1991年)に従って送付された書簡に注目し、

イラクとクウェートが独立主権国家として、1963年10月4日にバグダッドにおいて「友好関係の回復、承認および関連事項に関するクウェートおよびイラク間の合意された議事録」に署名し、それによりイラクおよびクウェートの国境および島の配分を公式に承認しており、同議事録は憲章第102条に従って国際連合に登録され、その中でイラクは、1932年7月21日付のイラク首相書簡において特定され、かつ受諾され、1932年8月10日付の書簡においてクウェート首長が受諾した国境内における、クウェート国の独立および完全な主権を承認していることに留意し、

前記の国境を画定する必要性を認識し、

1925年6月17日にジュネーブにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書のもとでの義務に違反する兵器を使用すると脅迫するイラクの声明、および同国による過去の化学兵器の使用も認識し、かかる兵器をイラクが重ねて使用することが重大な結果を招くことを確認し、1989年1月7日から10日までパリで開催された1925年のジュネーブ議定書の締約国および他の関係国の会議に参加したすべての国により採択された宣言が、化学兵器および生物兵器の全面廃棄を目的と設定し、イラクがこれに賛同したことを想起し、

さらに、1972年4月10日付の細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約にイラクが署名していることを想起し、

イラクがこの条約を批准することの重要性に留意し、

なおまた、すべての国が本条約に加入し、かつ当該条約の権威、効力および普遍的普及を強化するために予定される再検討会議を奨励することの重要性に留意し、

イラクによる弾道ミサイルの先制攻撃への使用と、それゆえにイラクに配置されているかかるミサイルにつき特定の措置をとる必要があることを意識し、

イラクが1969年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約のもとでの義務に反して核兵器計画のための物資の取得を企図したという、加盟諸国の掌中の報告を懸念し、

中東地域に非核兵器地帯を設定するという目標を想起し、

当該地域の平和と安全に対してあらゆる大量破壊兵器がもたらす脅威および中東地域におけるかかる非核兵器地帯の設定に向けて作業する必要性を認識し、

当該地域における均衡ある包括的な軍備管理を達成するという目的も認識し、

さらに、当該地域の国家間の対話を含むあらゆる利用可能な手段を用いて前記の目標を達成することの重要性を認識し、

決議 661 (1990 年) の課す措置が、クウェートに適用されるものについては解除されることを決議 686 (1991 年) が明示したことに留意し、

決議 686 (1991 年) の義務履行に進展があるにもかかわらず、多くのクウェートおよび第三国の国民が未だ弁済を受けず、財産を返還されずにいることに留意し、

1979 年 12 月 18 日にニューヨークにおいて署名開放された人質をとる行為に関する条約が、すべての人質をとる行為を国際テロの現れとして類型化していることを想起し、

最近の紛争の間、イラクがイラク国外の標的に対してテロ行為を行うと脅迫したことおよび人質をとったことを遺憾とし、

1991 年 3 月 20 日付の事務総長報告を重大な懸念をもって留意し、かつクウェートおよびイラクにおける人道上の必要を緊急に満たさねばならないことを認識し、

最近の安全保障理事会決議に定められた当該地域における国際の平和と安全の回復という理事会の目標を念頭に置き、

国際連合憲章第 7 章のもとに行動し、以下の措置をとる必要があると認識して、

- 1 正式な停戦を含む本決議の目的を達成するため以下に明示的に変更されたものを除き、前記 13 の諸決議すべてを確認する。

A

- 2 イラクおよびクウェートが、両国の主権を行使して 1963 年 10 月 4 日にバグダッドで署名し、国際連合に登録され、国際連合条約集 1964 年文書 7063 において国際連合から公表された「友好関係の回復、承認および関連事項に関するクウェートおよびイラク間の合意された議事録」が定める国境の不可侵および島の配分を尊重するよう要求する。
- 3 事務総長に対して、安全保障理事会文書 S / 22412 で伝達された地図を含む適当な資料に依拠して、イラクおよびクウェート間の境界画定のために両国と取り決めを行うのに援助を提供すること、並びに 1 カ月以内に安全保障理事会に報告することを求める。
- 4 上記の国境の不可侵を保障し、そのために国際連合憲章に従って適当なあらゆる措置をとることを決定する。

B

- 5 事務総長に対して、イラクおよびクウェートと協議した後、ホール＝アブダラー水路および 1963 年 10 月 4 日の「友好関係の回復、承認および関連事項に関するクウェートおよびイラク間の合意された議定書」に掲げられている国境からイラク側へ 10 キロ、クウェート側へ 5 キロの幅で本決議が設定する非武装地帯を監視し、モニターすること、非武装地帯における現地介在および当該地帯の査察を通じて国境の侵犯を抑制すること、一

方の国家領域から他方の国家領域に対して行われるあらゆる敵対行動または潜在的敵対行動を監視することのため、国際連合の監視隊を直ちに展開するための計画を3日以内に安全保障理事会に提出するよう要請する。さらに、事務総長に対して、同監視隊の活動について定期的に、かつ、同地帯の重大な侵犯または平和に対する潜在的な脅威が存在するときは直ちに、安全保障理事会に報告するよう要請する。

- 6 事務総長が安全保障理事会に対して国際連合監視隊の展開の完了を通知し次第、決議 678 (1990 年) に従ってクウェートに協力している加盟諸国がイラクにおける自国軍の存在を終了させるための条件が、決議 686 (1991 年) に沿って達成されることになるのに留意する。

C

- 7 イラクに対して、1925 年 6 月 17 日にジュネーブにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に基づく義務を無条件に再確認し、1972 年 4 月 10 日付の細菌兵器 (生物兵器) および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約を批准することを招請する。

- 8 イラクが国際的監視のもとで、以下に掲げる項目の破壊、撤去または無害化を無条件に受諾すべきことを決定する。

(a) すべての化学兵器および生物兵器ならびにすべての化学剤および生物剤の在庫ならびにすべての関連補助装置および構成要素ならびにすべての研究、開発、支援および製造のための施設。

(b) 射程距離 150 キロを超えるすべての弾道ミサイルおよび主要関連部品ならびに修理および生産施設。

- 9 第 8 項履行のため、以下の通り決定する。

(a) イラクは、本決議採択後 15 日以内に、第 8 項に定めるすべての項目の所在地、数量、種類について申告書を事務総長に提出し、以下に定める緊急現地査察に同意しなければならない。

(b) 事務総長は、適当な政府、および適当と認める場合には世界保健機構事務局長と協議して、本決議採択後 45 日以内に、安全保障理事会の承認後 45 日以内に以下の行動の完了を命じる計画を作成し、理事会に提出してその承認を得るものとする。

() 特別委員会を構成し、イラクの生物兵器、化学兵器およびミサイルの能力について直ちに現地査察を実施すること。同査察は、イラクによる申告および特別委員会自身による追加的な所在地の指定に基づいて行われる。

() 公共の安全の必要性を考慮しつつ、破壊、撤去または無害化するため、イラクが所有する第 8 項 (a) に定めるすべての項目は、前記第 9 項 (b) () のもとで特別委員会が追加的に指定する所在地にあるものを含め、すべてのものを、特別委員会に譲渡すること、および、前記第 8 項 (b) に定めるもので、発射装置を含むミ

サイルのすべての能力を特別委員会の監視のもとにイラクが破壊すること。

() 特別委員会により国際原子力機関事務局長に対して、後記第 12 項および第 13 項で定められている援助および協力を提供すること。

- 10 イラクが第 8 項および第 9 項に定めるすべての項目を使用、開発、建設または取得しないことを無条件で約束すべきことを決定し、事務総長に対して、特別委員会と協議して、イラクによる本規定の遵守を将来引き続き監視し、かつ検証するための計画を作成し、本決議採択後 120 日以内に安全保障理事会に提出し、承認を得るよう要請する。
- 11 イラクに対して、1969 年 7 月 1 日の核兵器の不拡散に関する条約に基づく義務を無条件で再確認することを招請する。
- 12 イラクが、核兵器もしくは核兵器に利用可能な物資または核兵器のいかなる補助装置もしくは構成部分またはこれらに関係するいかなる研究、開発、支援もしくは製造のための施設の取得または開発も行わないこと、本決議採択後 15 日以内に、前記のすべての項目の所在地、数量および種類に関する申請書を事務総長および国際原子力機関事務局長に提出すること、核兵器に利用可能なすべての物資を前記第 9 項 (b) にいう事務総長の計画に定められる特別委員会の援助と協力のもとで、保管および撤去のために国際原子力機関の排他的管理のもとに置くこと、後記第 13 項に定める取り決めに従って、緊急現地査察および前記のすべての項目に適切な破壊、撤去または無害化を受諾すること、ならびに後記第 13 項にいうイラクのこれらの約束の遵守を将来に引き続き監視しかつ検証するための計画を受諾することに無条件に同意しなければならないことを決定する。
- 13 事務総長を通じて国際原子力機関に対して、前記第 9 項 (b) の事務総長の計画が定める特別委員会の援助および協力により、イラクの申告および特別委員会による追加的所在地の指定に基づいて、イラクの核能力の現地査察を直ちに実施すること、前記第 12 項に掲げるすべての項目の適切な破壊、撤去または無害化を求める計画を 45 日以内に作成し、安全保障理事会に提出すること、ならびに 1969 年 7 月 1 日の核兵器の不拡散に関する条約に基づくイラクの権利および義務を考慮して、イラクによる前記第 12 項の遵守を将来引き続いて監視し、検証するための計画を、国際原子力機関の保障措置がイラクのすべての原子力関連活動に適用されることを確認するための、同機関の検証および査察の対象となるイラクのすべての核物質の一覧表を含めて、作成し、本決議採択後 120 日以内に当理事会に提出して承認を得ることを要請する。
- 14 本決議の第 8、第 9、第 10、第 11、第 12 および第 13 項によりイラクがとる行動は、中東における大量破壊兵器およびその発射ミサイルのない地帯の設定という目的ならびに化学兵器の地球的な禁止という目標に向けての進展を現すことに留意する。

D

- 15 事務総長に対して、イラクにより略奪されたすべてのクウェート人の財産の返還を促すためにとった措置について、クウェートの請求する財産で返還されずにいるか、または毀損なく返還されなかったものの一覧表を含めて、安全保障理事会に提出するよう要請す

る。

E

- 16 イラクの不法なクウェート侵攻および占領の結果として生じた外国の政府、国民および企業に対する、いかなる直接的損失、環境への損害および天然資源の消失を含む損害、または侵害について、同国が国際法上責任を負うことを再確認するが、このことは、1990年8月2日以前に発生した同国の債務および義務で、通常の方法で取り扱われるものには影響を及ぼさない。
- 17 1990年8月2日以後のイラクによる対外債務の履行拒否の声明は無効であると決定し、イラクが対外債務返済および利息支払に関するすべての義務を厳格に守るよう要求する。
- 18 第16項に係る請求に対する補償の支払いのため、基金を設立し、また、その基金を運営するため、委員会を設置することを決定する。
- 19 事務総長に対して、本決議採択後30日以内に、請求への支払の必要を満たすため前記第18項に従って設置される基金ならびに第16、第17および第18項の決定の履行のための計画について勧告を作成し、安全保障理事会による決定のために提出することを指令する。この勧告は以下のことを含む。同基金の運営。イラク国民の必要、イラクの対外債務の利息支払を勘案して国際金融機関とともに査定した同国の支払能力、および同国の経済の必要を考慮にいれて事務総長が理事会に提出する額を超えない範囲でイラクからの石油および石油製品の輸出価格の一定の比率を基礎に同国の基金に対する拠出を適切な水準に設定するための仕組み。同基金に対する支払を確保するための取決め。資金の配分および請求に対する支払の手続。第16項に定めるイラクの責任に関して損害を評価し、請求を一覧化し、請求の妥当性を検証し、請求にかかわる紛争を解決するための適切な手続。ならびに前記の委員会の構成。

F

- 20 決議661(1990年)に盛られた医療品および医療に関する供給を除くイラクへの産品または製品の供給または販売の禁止、ならびにイラクへの資本移転の禁止は、決議661(1990年)によりイラク＝クウェート間の事態に関して設置された安全保障理事会委員会に対して通知された食糧品または当該委員会が略式にして迅速な「異議なし手続(“no-objection” procedure)」のもとで承認した本質的に文民の需要に供する原料および供給 1991年3月20日付事務総長報告書が認定するか、当該委員会により人道上の必要についてさらに何らかの認定を得たもの には適用されないことを、いまただちに決定する。
- 21 安全保障理事会が前記第20項の規定を、そこにあげられた禁止を緩和または解除するかどうか認定するため、理事会のすべての関連決議の履行も含め、イラク政府の政策および実行に照らして、60日毎に見直すことを決定する。
- 22 安全保障理事会による、第19項で求められている計画の承認があり、かつ、イラクが前記第8、第9、第10、第11、第12および第13項で想定されているすべての行動を完

了したという理事会の合意があるときは、決議 661 (1990 年) に盛られたイラクを原産地とする産品および製品の輸入禁止ならびにイラクにかかわる資本移転の禁止が、それ以後効力をもたず、効果もないものとすることを決定する。

23 前記第 22 項のもとで安全保障理事会が行動するまでは、前記第 20 項に基づく活動を実施するため、イラク側に適当な財政的資源を保証することが求められる場合には、決議 661 (1990 年) により設定された安全保障理事会委員会に、イラクを原産地とする産品または製品の輸出禁止の例外を承認する権能を与えることを決定する。

24 すべての国が決議 661 (1990 年) およびそれに引き続き関連決議に従って、かつ安全保障理事会により更なる決定が行われるまでの間、自国民によりもしくは自国領域内からまたは自国船舶もしくは自国航空機を利用して以下のものをイラクに販売もしくは供給し、または販売もしくは供給の促進、または助長することを引き続き防止すべきことを決定する。

(a) 兵器およびあらゆる種類の関連物資。特に準軍事組織に対するものを含む、あらゆる形態の通常軍事備品、これらの備品のための交換部品および構成部品ならびにこれらのものの生産手段の販売または他の手段による移転も含む。

(b) 前記第 8 項および第 12 項で指定され、定義されている品目で、(a) に掲げるものに該当しないもの。

(c) (a) および (b) に指定する品目の生産、利用または貯蔵のために用いられる特許またはその他の移転取決めに基づく技術。

(d) (a) および (b) に指定する品目の設計、開発、製造、使用、保全もしくは維持にかかわる訓練もしくは支援業務のための人員または資材。

25 すべての国および国際機構に対して、契約、協定、免許またはその他のいかなる取り決めの存在にかかわらず、厳格に前記第 24 項に従って行動することを求める。

26 事務総長に対して、適切な政府と協議の上、安全保障理事会の承認を得るために、60 日以内に、前記第 24 および第 25 項ならびに後記第 27 項の完全な国際的履行を容易にするためのガイドラインを作成すること、かつ、それをすべての国が利用できるようにし、かかるガイドラインを定期的に刷新するための手続を確立することを要請する。

27 すべての国に対して、前記第 26 項のもとに設定されるガイドラインに従って、前記第 24 項の規定の遵守を確保するために必要とみなされる国内統制および手続を維持し、その他の行動をとることを求め、かつ、諸国際機構に対して、かかる完全な履行の確保を援助するために、然るべきあらゆる措置をとることを求める。

28 イラクによる当該決議の遵守および当該地域における軍備管理に向けての全般的進展を考慮にいれて、前記第 22、第 23、第 24 および第 25 項の諸決定を、前記第 8 および第 12 項に指定され、定義される品目に関するものを除き、定期的に、かついかなる場合でも本決議の採択後 120 日以内には、見直すことに同意する。

29 イラクを含むすべての国が、イラク政府、またはイラクのいかなる人物もしくは団体、

またはかかるいかなる人物もしくは団体の利益のためまたは利益を媒介に請求をなすいかなる人物の訴訟においても、安全保障理事会が決議 661（1990 年）および関連諸決議においてとった措置により、その実施において影響を受けた契約またはその他の取引の関連で、請求がなされないよう確保するのに、必要な措置をとるべきことを決定する。

G

- 30 すべてのクウェートおよび第三国の国民の帰国を促すとの約束を推進する上で、かかる対象者の一覧を提供すること、その所在または拘留の場所を問わずかかる対象者と赤十字国際委員会との接触を容易にすること、および赤十字国際委員会によるまだ行方不明のクウェートおよび第三国の国民の捜査を容易にすることにより、イラクが赤十字国際委員会に対して、あらゆる必要な協力をはかるべきことを決定する。
- 31 赤十字国際委員会に対して、すべてのクウェートおよび第三国の国民の帰国または 1990 年 8 月 2 日以降イラクに存在するその遺留品の返還の促進に関連してなされたすべての活動について、しかるべく事務総長に通知しておくよう招請する。

H

- 32 イラクに対して、同国がいかなる国際テロ行為も実行もしくは支援せず、または、かかる行為の実行をめざすいかなる組織にもその領域内で活動することを許さず、かつ、あらゆるテロ行為、その方法および実行を断固として非難し、断念することを安全保障理事会に通告するよう要請する。
- 33 イラクによる事務総長および安全保障理事会に対する前記諸規定の受諾の公式な通告をもって、イラクと、クウェートおよび決議 678（1990 年）に従ってクウェートに協力している加盟諸国との間に正式の停戦の効力が発生することを宣言する。
- 34 この問題に引き続き取り組み、本決議の履行のために必要とされるさらなる措置をとることおよび当該地域の平和と安全を確保することを決定する。

横田洋三編『国連による平和と安全の維持』（2000 年）国際書院から抜粋
ただし、第 18 項は訳落ちのため衆議院憲法調査会事務局において和訳

安全保障理事会決議 1441（2002 年 11 月 8 日）

| | |
|------|-----------|
| 提案国 | アメリカ、イギリス |
| 全会一致 | |

今までのすべての関連する決議、特に、1990 年 8 月 6 日付安保理決議 661（1990 年）、1990 年 11 月 29 日付決議 678（1990 年）、1991 年 3 月 2 日付決議 686（1991 年）、1991 年 4 月 3 日付決議 687（1991 年）、1991 年 4 月 5 日付決議 688（1991 年）、1991 年 8 月 15 日付決議 707（1991 年）、1991 年 10 月 11 日付決議 715（1991 年）、1995 年 4 月 14 日付

決議 986 (1995 年) 及び 1999 年 12 月 17 日付決議 1284 (1999 年) 並びに安保理議長のすべての関連する声明を想起し、

2001 年 11 月 29 日付安保理決議 1382 及び同決議を完全に実施する意図を想起し、

イラクが安保理決議を遵守しないこと及び大量破壊兵器や長距離ミサイルが拡散することが、国際の平和及び安全に対する脅威であると認識し、

国連決議 678 (1990 年) が、1990 年 8 月 2 日付国連決議 660 (1990 年) とそれに続くすべての関連する決議を擁護し、及び実行し、また、当該地域の国際の平和及び安全を回復するために必要なすべての手段を用いる権限を国連加盟国に与えたことを想起し、

さらに、国連決議 687 (1990 年) が、当該地域における国際の平和及び安全を回復させるという目的を達成するために必要な措置として、イラクに義務を課したことを想起し、

イラクが、大量破壊兵器及び 150 キロメートル以上の射程を持つ弾道ミサイルの開発のための計画のあらゆる側面、そのような兵器、それらの構成部分及び生産施設のすべての保有及びその所在並びにイラクが核兵器に使用できる物質とは関連がないと主張しているものを含むその他すべての核に関する計画について、決議 687 (1991 年) の要求する正確で、全面的で、最終的かつ完全な情報開示を行っていないという事実を遺憾に思い、

イラクが、国連大量破壊兵器廃棄特別委員会 (UNSCOM) 又は国際原子力機関 (IAEA) による指定された場所への即時の無条件かつ無制限の立入りを繰り返し妨害し、決議 687 (1991 年) により要求されているにもかかわらず、UNSCOM 又は IAEA の兵器査察官に全面的かつ無条件な協力をせず、1998 年にはついに、UNSCOM 又は IAEA に対するすべての協力を停止してしまったことを遺憾に思い、

UNSCOM の後継組織として決議 1284 (1999 年) において設立された国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) 及び IAEA に対し、即時の無条件かつ無制限の立入りを認めることを安保理が繰り返し要求してきたにもかかわらず、イラクが、1998 年 12 月以降、関連する決議により要求される大量破壊兵器又は弾道ミサイルについての国際的な監視、査察及び検証に参加してこなかったことを遺憾に思い、その結果として生ずる当該地域の危機の継続及びイラクの人々の苦しみについて残念に思い、

イラク政府が、テロリズムに関する決議 687 (1991 年)、イラクの民間人への抑圧を止めさせ、イラクにおいて援助を必要とする人々に対する国際的人道機関による接触を認めさせる決議 688 (1991 年) 並びにイラクにより不当に拘留されたクウェート及び第三国の国民の帰還若しくは調査に協力し、又はイラクにより不当に押収されたクウェートの財産を返還する決議 686 (1991 年)、決議 687 (1991 年) 及び決議 1284 (1999 年) に従って約束を履行していないことを遺憾に思い、

国連決議 687 (1991 年) において、停戦が、その点において含まれるイラクの義務を含む決議の規定をイラクが受諾することに基づくであろうことを安保理が宣言したことを想起し、

決議 687 (1991 年) 及びその他の関連する決議に基づき、イラクが、自国の義務に全面

的、即時、無条件及び無制限に従うことを確実にすることを決意し、また、安保理の決議が、イラクの義務の遵守を判断する基準を構成することを想起し、

特別委員会の後継組織である UNMOVIC 及び IAEA による効果的な活動が、国連決議 687(1991年)及びその他の関連する決議の遵守にとって必要不可欠であることを想起し、

イラクの外務大臣から国連事務総長に宛てられた 2002 年 9 月 16 日付の書簡が、イラクが関連する安保理決議に引き続き従わないということを軌道修正するに当たり必要となる最初の一步であるということに留意し、

UNMOVIC 委員長及び IAEA 事務局長からイラク政府のアル・サーディ将軍に宛てた 2002 年 10 月 8 日付の書簡が、ウィーンにおける彼らの会合を踏まえたものとして、UNMOVIC 及び IAEA によるイラク国内の査察の再開にとってまず必要となる実際的な取決めを示し、また、イラクがその書簡に示された取決めの確認を引き続き行っていないことに重大な懸念を表していることに留意し、

すべての国連加盟国が、イラク、クウェート及び近隣国の主権と領土保全について献身することを再確認し、

国連事務総長、アラブ連盟加盟国及びアラブ連盟事務局長のこの点に関する努力を賞賛し、

安保理の決定に関する全面的な遵守を確保することを決意し、

国連憲章第 7 章の下に行動して、

1. イラクが、特に、国連査察官及び IAEA に協力せず、また、決議 687(1991年)第 8 項から第 13 項までに基づき要求される行動をとらないなど、決議 687(1991年)を含む関連決議に基づく義務に関して重大な違反を犯してきたと決定する。
2. 前記第 1 項を認定しつつ、この決議により、イラクに対し、安全保障理事会の関連決議に基づく武装解除義務を履行する最後の機会を与え、また、決議 687(1991年)及び安全保障理事会のその後の決議により設けられた武装解除手続を完全かつ確実に履行するため、強化された査察体制を設置することを決定する。
3. 武装解除の実施を開始するため、イラク政府が、要求されている半年ごとの申告に加えて、UNMOVIC、IAEA 及び安全保障理事会に対し、この決議の日から 30 日以内に、化学、生物及び核兵器、弾道ミサイル並びに無人飛行機及び機上での使用に供される散布機といった他の運搬手段のすべての側面について、イラクが兵器生産又は兵器物資に関する目的ではないと主張するものを含む化学、生物及び核計画と同様に、これらの兵器、部品及び付属品の保有及び正確な位置、装置、関連物質及び装備の在庫並びに研究、開発及び生産施設の場所及び活動内容を含めて、現時点での正確、全面的及び完全な申告を提出することを決定する。
4. この決議に従ってイラクにより提出される申告における虚偽又は遺漏並びにいかなる場合におけるイラクによる決議の不履行及び履行に対する非協力は、イラクの義務に対する更なる違反を構成し、評価のために下記第 11 項及び第 12 項に従い安全保障理事会

に報告されることを決定する。

5. イラクが、UNMOVIC 及び IAEA に対し、UNMOVIC 及び IAEA がその任務の諸側面に従って選択する方法又は場所で面接を希望する公務員その他の者への即時、無妨害、無条件及び無制約かつ個人的なアクセスと同様に、査察を希望する地下、地域、施設、建造物、設備、記録及び輸送手段への即時、無妨害、無条件及び無制約のアクセスを提供し、また、UNMOVIC 及び IAEA が、その裁量において、イラクの国内外を問わず面接を行い、面接者及びその家族がイラク国外へ旅行することに便宜を図り、並びに UNMOVIC 及び IAEA のみの裁量において面談がイラク政府からの立会者なくして行うことができることを決定するとともに、この決議の採択後 45 日以内に査察を再開し、及びその 60 日後に安全保障理事会に報告することを UNMOVIC に指示し、及び IAEA に要請する。
6. 添付された UNMOVIC 委員長及び IAEA 事務局長からイラク政府のアル・サーディ將軍に宛てた 2002 年 10 月 8 日付の手紙を承認し、また、当該手紙がイラクに対し拘束力を有することを決定する。
7. UNMOVIC 及び IAEA の現地入りがイラクによって妨害され続けたことを考慮して、両機関がこの決議及び今までのすべての関連する決議に定められた任務を遂行するため、以前の了解事項にかかわらず、安全保障理事会は、ここに、イラクにおける両機関の任務を容易にするため、イラクを拘束することになるであろう次のような修正又は追加となる権限を与えることを決定する。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、査察チームの構成を決定し、また、これらのチームが利用できる最も適任で経験ある専門家によって構成されることを確保する。
 - UNMOVIC 及び IAEA のすべての要員は、その専門家としての任務に応じて、「国際連合の特権及び免除に関する条約」及び「IAEA の特権及び免除に関する協定」に規定された特権及び免除を享受する。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、イラクに出入国する無制限の権利、査察場所への及び査察場所からの自由、無制限及び即時の移動の権利並びにいかなる場所及び建物をも査察する権利を有する。これは、1998 年 3 月 2 日の決議 1154 (1998 年) の規定にかかわらず、他の場所と同様に大統領宮殿へ即時、無妨害、無条件及び無制約に立ち入る権利を含む。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、現在及び過去において、イラクの化学、生物、核及び弾道ミサイルの計画に関連したすべての職員の名前並びに関連する研究、開発及び生産施設をイラクによって提供される権利を有する。
 - UNMOVIC 及び IAEA の施設の安全は、十分な国連保安要員によって確保される。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、査察される場所を凍結するため、周辺地域及び当該地域への通路を含めて、立入禁止区域を宣言する権利を有する。何らかの変更が加えられ、又は査察される場所から何かを持ち去られないことがないよう、イラクの地上及び空中

の移動は中止する。

- UNMOVIC 及び IAEA は、有人又は無人の偵察機を含む固定翼及び回転翼の航空機の自由かつ無制限の使用及び着陸の権利を有する。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、その裁量において、すべての禁止兵器、下位システム、構成部分、記録、物質及びその他の関連する品目を証明できるかたちで移動させ、破壊し、又は無力化させる権利並びにこれらの生産のためのあらゆる施設又は装備を押収し又は閉鎖する権利を有する。
 - UNMOVIC 及び IAEA は、UNMOVIC 又は IAEA の要員が公的又は私的荷物の検査を受けることなしに、査察のための装備又は物資を自由に持ち込み、使用する権利及び査察を通じて取得されたあらゆる装備、物資又は文書を自由に押収し、国外に持ち出す権利を有する。
8. イラクが、国連若しくは IAEA 又は安全保障理事会決議を支持して行動する加盟国の代表者又は要員に対し、敵対行為を行い、又は敵対行為の威嚇を行ってはならないと決定する。
 9. 事務総長に対し、イラクを拘束するこの決議をイラクに直ちに通知することを要請し、また、イラクが、通知の日から 7 日以内にこの決議を全面的に履行する意思を確認することを要請するとともに、即時、無条件及び積極的に UNMOVIC 及び IAEA に協力することを要求する。
 10. すべての加盟国に対し、禁止品目を得ようとする 1998 年以降のイラクの試みを含めて、禁止されている計画又は両機関の任務の他の側面に関する情報を提供し、並びに査察すべき場所、面会すべき人物、面会の条件及び収集すべきデータを勧告することにより、UNMOVIC 及び IAEA の任務遂行に全面的な支援を与えることを要請する。
 11. UNMOVIC 委員長及び IAEA 事務局長に対し、この決議に基づく査察に関する義務を含む武装解除義務のイラクによる不履行と同様に、イラクによる査察活動の妨害について、直ちに、安全保障理事会に報告するよう指示する。
 12. 国際の平和及び安全を確保するため、安全保障理事会の関連するすべての決議の全面的な履行の状況及び必要性を審議するため、直ちに、前記第 4 項又は第 11 項に従った報告の受領について会合を開くことを決定する。
 13. この文脈において、安全保障理事会が、イラクに対し、義務の不履行を続けることは重大な結果に直面することになると繰り返し警告してきたことを想起する。
 14. この問題に引き続き関与することを決定する。

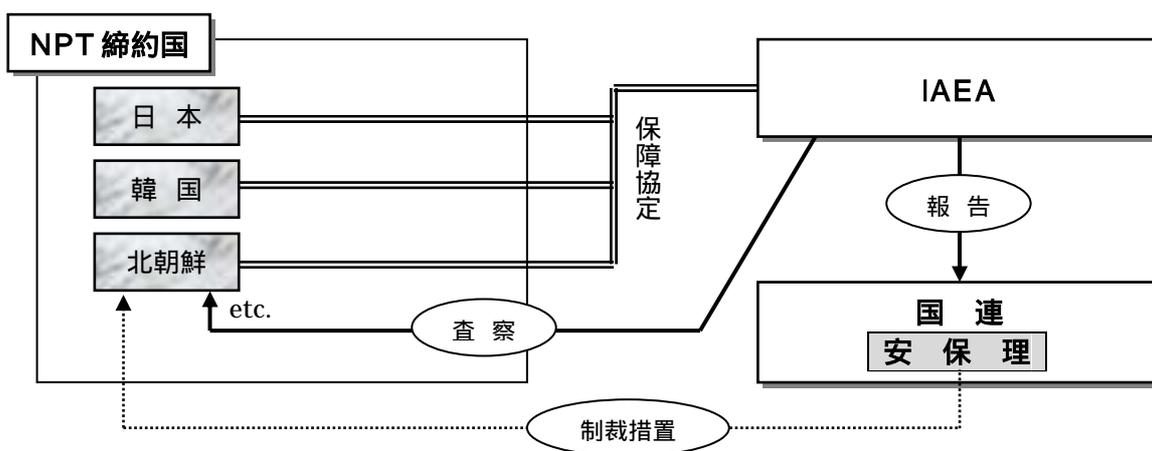
衆議院憲法調査会事務局において和訳

・ 北朝鮮をめぐる最近の国際情勢

| 核兵器開発をめぐる動向 | | 日朝関係 | | 北朝鮮をめぐるその他の動向 | |
|-------------|-----------------------------|---------|---|---------------|--|
| 年 月 | 事実の概要 | 年 月 | 事実の概要 | 年 月 | 事実の概要 |
| 1974.9 | IAEA(注1)に加盟 | | | | |
| 1985.12 | NPT(注2)に加盟(ただし、保障協定締結は拒否) | | | | |
| 1989.12 | 北朝鮮の核兵器開発疑惑が浮上 | | | | |
| | | 1990.9 | 金丸議員、田辺議員等の訪朝団 | | |
| 1991.11 | 北朝鮮・韓国により朝鮮半島の非核化に関する共同宣言 | 1991.2 | 日朝国交正常化交渉が開始(中断を挟んで12回実施) | 1991.9 | 北朝鮮・韓国が国連に同時加盟 |
| 1992.1 | 保障協定に調印し、IAEAによる査察開始 | 1992.11 | 李恩恵問題で国交正常化交渉が中断 | | |
| 1993.3 | 特別査察の受入れをめぐり、NPTからの脱退を宣言 | 1993.5 | ノドン・ミサイル発射実験疑惑 | | |
| 6 | 米朝協議の結果、NPTからの脱退を留保 | | | | |
| | IAEAによる査察開始 | | | | |
| 11 | IAEAによる国連報告(核兵器開発の疑いを払拭できず) | | | | |
| 1994.2 | 安保理決議(北朝鮮に対し完全査察の受入れを要求) | | | 1994.7 | 金日成主席が死去 |
| 6 | IAEAが制裁措置を決定 | | | | |
| | IAEAを脱退 | | | | |
| | カーター元米大統領が訪朝 | | | | |
| 10 | 米朝枠組み合意文書(注3)に署名 | | | | |
| 1995.3 | 日米韓によりKEDO(注4)を設立 | 1995.3 | 渡辺議員、久保議員、鳩山議員等の訪朝団 | 1995 秋 | 世界食糧計画(WFP)、国連食糧農業機関(FAO)等を中心とする調査・食糧支援が開始(注6) |
| 12 | KEDO・北朝鮮が軽水炉提供協定を締結 | 6 | 有償15万・無償30万トンの米支援(10月に有償20万トン) | | |
| 1997.8 | 軽水炉の起工式 | 1997.10 | 無償6.7万トンの米支援 | 1997.10 | 金正日、朝鮮労働党総書記に就任 |
| 9 | EUがKEDOの理事に参加 | 11 | 森議員、伊藤議員、堂本議員、中山議員等の訪朝団 | | |
| | | 1998.8 | テポドン・ミサイル発射実験疑惑 | 1998.2 | 金大中、大統領に就任し、「太陽政策」(注7)を推進 |
| | | 1999.3 | 能登沖に北朝鮮籍と見られる不審船が出没 | 1999.9 | 米朝ベルリン合意(米国による対北朝鮮経済制裁の緩和、米朝協議期間中におけるミサイル発射の中断等を内容とするもの) |
| | | 12 | 村山議員、野中議員、園田議員等の訪朝団 | | |
| | | | 日朝赤十字会談(その後、2000.3、2002.2、2002.4に開催) | | |
| | | 2000.3 | 10万トンの米支援 | 2000 | 北朝鮮が伊・英・豪と外交関係を樹立 |
| | | 4 | 国交正常化交渉が再開 | 6 | 南北首脳会談(金大中大統領・金正日総書記) |
| | | 7 | 日朝外相会談 | 10 | 米朝共同コミュニケ(朝鮮半島平和のための枠組み、ミサイル問題の解決等を内容とするもの) |
| | | 10 | 50万トンの米支援 | | |
| | | 2001.5 | 金正男氏と見られる者が不法入国 | 2001 | 北朝鮮が加・独と外交関係を樹立 |
| | | 12 | 奄美大島沖で海上保安庁の巡視船が北朝鮮のものと見られる不審船を撃沈(後に北朝鮮の工作船と断定) | 1 | ブッシュ、大統領に就任 |
| | | | | 5 | 北朝鮮がミサイル発射の凍結を宣言 |
| 2002.10 | 北朝鮮が核兵器開発の継続を認めたことを米国が発表 | 2002.5 | 在瀋陽領事館駆込み事件(注5) | 2002.1 | ブッシュ米大統領が一般教書演説で北朝鮮等を「悪の枢軸」と批判(注8) |
| 11 | KEDOが北朝鮮に対する重油提供の中断を決定 | 9 | 日朝首脳会談(小泉首相・金正日総書記) | | |
| 12 | 核施設の再稼働・建設の開始を発表 | | 平壤宣言 | | |
| | 監視カメラや封印を撤去・IAEA査察官の国外退去を実施 | | 北朝鮮が日本人拉致を認め、謝罪 | | |
| 2003.1 | NPT条約脱退を宣言 | 2003.1 | テポドンの噴射実験 | 2003.2 | 盧武鉉、大統領に就任し、「太陽政策」を継承 |
| 2 | IAEA理事会が北朝鮮問題の安保理付託を決議 | 2 | 脱北者4名が北京の日本人学校に駆込み | 3 | 北朝鮮戦闘機が日本海上空で米国偵察機に接近 |
| | 北朝鮮が実験用原子炉を再稼働したことを米国が発表 | | 対艦ミサイル発射実験、日本海に落下 | | |
| | | 3 | 地对艦ミサイル発射実験、日本海に落下 | | |

〔注 1〕 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency = IAEA)。原子力の平和利用の促進及び軍事目的への転用防止を目的として、「国際原子力機関憲章」に基づき 1957 年に設立された国際組織。開発途上国への技術援助、安全基準の設定、多数国間条約の作成、査察等の保障措置等をその職務とする。加盟国は、2001 年 6 月現在において 132 カ国。日本は、原加盟国として、設立当初から加盟している。

< IAEA による査察システム >



〔注 2〕 核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation Nuclear Weapon = NPT)。1968 年に作成され、1970 年に発効した国際条約。1995 年 5 月に開催された当事国会議において、その効力の無期限延長が決定された。核保有国に対し、核兵器等の譲渡、核装備のための援助等を行わない義務を課す一方で、非核保有国に対し、核兵器等の受領、製造、開発等を行わない義務を課すとともに、原子力が専ら平和利用されていることを確認するため国際原子力機関 (IAEA) による査察 (保障措置) の受入れの義務を課すことを内容とする。当事国は、2002 年 8 月現在において 187 カ国。日本は、1976 年に同条約を批准した。

< 各国の核保有量 >

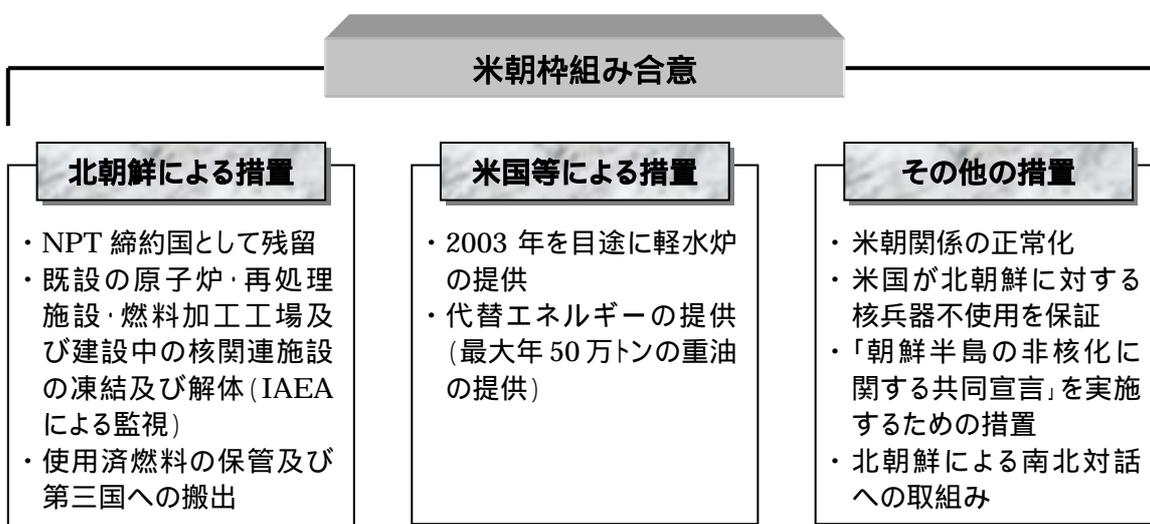
| 国名 | 保有数 | NPT 加盟 | CTBT |
|-------|-----------|--------|------|
| ロシア | 18,000 | | 当事国 |
| アメリカ | 10,680 | | 未批准 |
| 中国 | 390 | | 未批准 |
| フランス | 350 | | 当事国 |
| 英国 | 200 | | 当事国 |
| イスラエル | 100 ~ 300 | × | 未批准 |
| インド | 30 ~ 35 | × | 非当事国 |
| パキスタン | 24 ~ 48 | × | 非当事国 |
| 北朝鮮 | ? | 脱退宣言 | 非当事国 |

同条約は、米口の戦略兵器削減交渉、包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Test-Ban Treaty = CTBT) の策定等の道筋をつけるという意味において一定の機能を果たしてきたが、核保有国と非核保有国との間の権利・義務のバランスを欠くとの批判があるほか、インド、パキスタン、イスラエル等の「潜在的核

保有国」が加盟していない等の問題点が指摘されている。

なお、あらゆる核実験の禁止を目的として 1996 年 9 月に国連総会において採択された包括的核実験禁止条約は、核保有国を含む 44 カ国による批准が発効の要件とされているが、アメリカ、インド等の消極的姿勢から、未だ発効の見通しは立っていない。

〔注 3〕 1994 年 10 月 23 日に米国及び北朝鮮により調印された「枠組み合意文書」の主な内容は、以下のとおり。



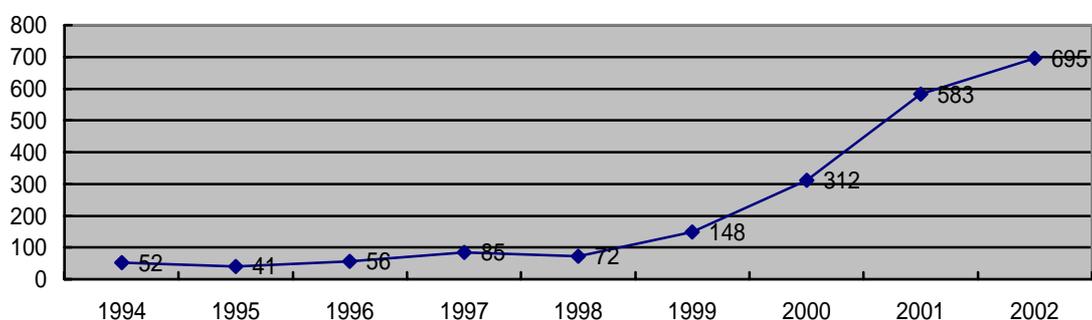
〔注 4〕 朝鮮半島エネルギー開発機構 (Korean Peninsula Energy Development Organization = KEDO)。北朝鮮に対する軽水炉の提供、代替燃料の供給等を目的として、1995 年 3 月に日米韓を理事国 (1997 年 9 月に EU が理事国に参加) として発足した国際共同事業体。

北朝鮮では、従来、核兵器への転用が容易なプルトニウムを生産する黒鉛減速型原子炉の運転及び建設が行われていた。北朝鮮の核兵器開発疑惑に端を発する一連の問題を受けて 1994 年 10 月に締結された米朝の「枠組み合意」において、KEDO を主体とする北朝鮮に対する総額 46 億ドル (負担額は、それぞれ、韓国が 32 億 2000 万ドル、日本が 10 億ドル、アメリカが 3 億 8000 万ドル) の軽水炉建設支援が決定された。しかし、2003 年を目途に完成する予定であったこの事業は、米朝間の対立等から、早くても 2008 年までかかることが予測されている。

〔注5〕 2002年5月、北朝鮮住民5名が在瀋陽日本総領事館に韓国への亡命を求めて駆け込んだ事件。中国の武装警察官が領事館の敷地内に立ち入って同5名を拘束したため、領事関係に関するウィーン条約をめくり、日中間の摩擦を生じさせた（中国当局は、国境地域の混乱、北朝鮮の政治体制への影響等を配慮して、脱北者を不法入国者とみなし、摘発し次第、北朝鮮に送還する協定を締結しているとされる。）。

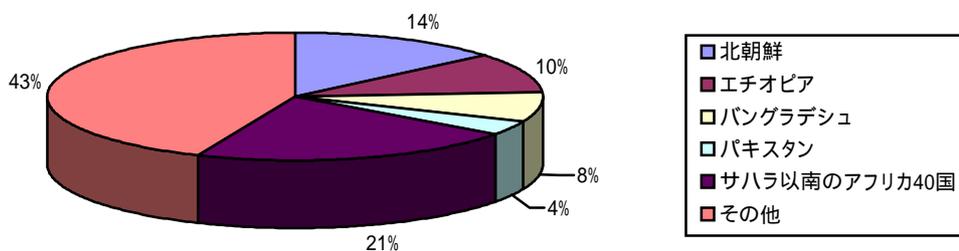
この事件をはじめとして、北朝鮮住民が経済的困窮を原因として中国国内の外国公館、国際機関等に亡命を求めて駆け込む事例（脱北者問題）が近年急増しており、国際問題に発展している。

＜韓国に亡命する北朝鮮住民の推移＞



〔注6〕 北朝鮮では、1994年以降の洪水、台風、干ばつ等の影響を受け、栄養失調やこれに起因する病気により、現在までに、およそ200万人の住民が亡くなったとも言われている。また、世界食糧計画（World Food Program = WFO）及び国連食糧農業機関（United Nations Food and Agriculture = FAO）の調査によると、2002年末までに、640万人が食糧難の危機に陥ったとされる。現在においても、世界食糧計画を通じた対北朝鮮食糧支援が実施されているが、目標量を確保できる見通しは立っていないとされる。

＜国連による食糧援助＞



〔注7〕 1998年2月に就任した金大中韓国大統領は、対北朝鮮政策について、金泳三前大統領が進めてきた段階的統一政策（経済交流等の協力関係の構築

南北の国家連合の形成（統一）を転換させ、当面の統一の放棄、政経分離に基づく融和政策（太陽政策）、日本及び米国による対北朝鮮交渉への理解等を内容とする政策の下、経済開発、観光、核施設問題、食糧援助等を含む一括方針を推進してきた。

この政策に対しては、黄海での南北交戦を契機として国内世論は厳しさを増し、また、与党民主党からも批判がなされてきたが、2002年12月に大統領に選出された盧武鉉氏は、太陽政策の継承を政策軸として掲げていることから、今後の対話の進め方が問われることになると考えられている。

〔注8〕 2001年1月に就任したブッシュ米大統領は、同年9月11日の同時多発テロ事件を経て、2002年1月、核態勢の見直しに言及した。この見直しにおいては、テロリスト、「ならずもの国家」等からの脅威に対応する必要があるとの認識の下、新たな戦術核兵器の開発・製造・実験、非核兵器保有国に対する核兵器の使用等を含む核兵器及び非核兵器による攻撃、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（Anti-Ballistic Missile = ABM）からの脱退を受けてのミサイル防衛計画の推進、不測の事態に備えた防衛インフラの整備が強調された。

なお、ミサイル防衛計画について、政府は、同計画が実験段階であることから、集団的自衛権をはじめとする憲法問題等をも踏まえた上で検討すると述べるにとどまっている。

<ブッシュ米大統領一般教書演説の抜粋(2002.1.29)>

アメリカは、断固として、辛抱強く、かつ、不屈であり続ける。この戦いには、二つの目的がある。一つは、テロリストの拠点を壊滅し、陰謀をくじき、テロリストを裁きにかけることである。一つは、生物化学兵器や核兵器を入手しようとするテロリストや政権がアメリカと世界に脅威を与えることを阻止することである。

アフガニスタンにおけるテロリストの訓練キャンプは壊滅させたが、少なくとも十数カ国にテロリストの訓練キャンプが未だ残っている。ハマス、ヒズボラ、イスラム聖戦、ジャイシェ・ムハマド等のテロリストの地下世界は、ジャングル、砂漠、大都市の中核にも存在する。最も目に見える活動がアフガニスタンのものであったが、我が部隊は、フィリピン、ボスニア、ソマリア沖でも活動を展開している。

パキスタンをはじめ多くの国々は呼びかけに応じてくれたが、テロ対策を躊躇する政府もある。行動を起こさないのであれば、アメリカが行動する。

二つ目の目的は、テロ支援国家が大量破壊兵器を使ってアメリカと同盟国に脅威を与えることを阻止することである。いくつかのテロ支援国家は、9月11日以降、目立った活動を行っていないが、我々は、その本性を知っている。朝鮮民主主義人民共和国は、国民が飢えているにもかかわらず、ミサイルと大量破壊兵器を保有する国家である。イランは、テロを輸出し、また、選挙で選ばれていない者が人々の自由を抑圧している。イラクは、アメリカへの敵意を誇示し、テロを支援し続けている。何十年もの間、炭疽菌、神経ガス、核兵器等の開発を企ててきた。アメリカは、世界で最も危険な政権が最も破壊的な兵器を

使って我々を脅かすことを許さない。イラクは、国際的な査察に合意しながら、査察官を追放した。何かを隠しているに違いない。

これらの国々は、世界平和を脅かしテロリストに武器を与える「悪の枢軸(*axis of evil*)」であり、これに無関心でいれば、破滅的な結果を招くことになる。

我々は、同盟国と連携する一方で、不測の攻撃に備えてミサイル防衛を構築する。すべての国は、アメリカが国家の安全のためにあらゆる手段を講ずることを知るべきである。我々は、危機が近づくのを座視するものではない。テロとの戦いは順調なすべり出しであったが、立ち止まってはならない。立ち止まれば、テロリストとテロ国家を野放しにすることになる。

最優先課題は、常に、国家の安全でなければならない。予算は、アメリカの三つの大きな目標を支えている。この戦争に勝ち、本土を守り、景気を回復することである。

(参考資料)

安全保障・国際協力に関する政府答弁

(衆憲資第12号に掲載されたものを再録)

1. 9 条全般の解釈（自衛権、交戦権及び自衛隊）

一について〔自衛権の保持及び自衛のための武力行使は可能か？〕

憲法第 9 条第 1 項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められているところであると解している。政府としては、このような見解を従来から一貫して採ってきているところである。

二について〔「前項の目的を達するため」及び「戦力」をどのように解釈するか？〕

憲法第 9 条第 2 項の『前項の目的を達するため』という言葉は、同条第 1 項全体の趣旨、すなわち、同項では国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使を放棄しているが、自衛権は否定されておらず、自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているということを受けていると解している。

したがって、同条第 2 項は『戦力』の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものであると解している。

三について〔「交戦権」をどのように解釈するか？〕

憲法第 9 条第 2 項の『交戦権』とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するもので、このような意味の交戦権が同項によって否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の武力を行使することが当然に認められているのであって、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。

四について〔自衛隊の存在は合憲か？〕

二において述べたとおり、我が国が自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第 9 条の禁止するところではない。自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反するものではないことはいうまでもない。

(昭和 55 年 12 月 5 日 森清衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

2. 国権の発動たる戦争・武力の行使・武力による威嚇及び国際紛争

(1) 国権の発動たる戦争の意義

憲法 9 条のただいま御指摘の「国権の発動」といいますのは、「国権の発動たる戦争」というような言い方をいたしておるわけではありますが、これは要するに、別な言い方をすれば、我が国の行為による戦争、そういうものを放棄する、こういう趣旨のものであろうかと思えます。…（中略）…。

要するに、憲法第 9 条は、我が国が戦争を放棄する、あるいは原則的に我が国を防衛するための必要最小限度の自衛権を行使するという以外に、いわゆる武力行使、武力による威嚇というものを我が国は放棄する、我が国の行為によってそうすることを放棄するということでもあります。

ただいまのお話（注：国連決議に従う場合は国権の発動に当たらないとの意見）につきまして、国連決議との関連について、いろんな場合があるのはあり得るのかどうかちょっとわかりませんが、原則的に申し上げますれば、要するに国連の決議に従って我が国がこれらの行為をするということであれば、我が国の行為でございますから、それはやはり 9 条によって放棄をしているというふうに理解すべきものと思います。

（平成 6 年 6 月 8 日 衆・予算委 大出内閣法制局長官答弁）

（2）武力の行使

イ 武力の行使と武器の使用の関係

- 1 一般に、憲法第 9 条第 1 項の「武力の行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案（注：国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案）第 24 条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。
- 2 憲法第 9 条第 1 項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む實力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」がすべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第 9 条第 1 項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

（平成 3 年 9 月 27 日 衆・PKO 特委理事会提出）

ロ 自衛隊法 95 条（武器等の防護）に規定する武器の使用

自衛隊法第 95 条に規定する武器の使用も憲法第 9 条第 1 項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第 95 条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- （1）武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官等に限られていること。

- (2) 武器等の待避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を加えてはならないこと。

自衛隊法第 95 条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、必要最小限度の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第 9 条第 1 項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(平成 11 年 4 月 23 日 衆・防衛指針特委理事会提出)

(3) 武力による威嚇の意義

「武力による威嚇」という憲法第 9 条の規定はかように考えております。すなわち、通常、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使する、こういう意思なり態度を示すことによって相手国を威嚇することである、このように説明されておりました、学説も多くはこのように書いてございます。

それで、具体的な例として、例えばかつてのいわゆる三国干渉ですとか等々のようなものが例に挙がっているのが「武力による威嚇」の例だろうと存じます。

(平成 4 年 5 月 29 日 参・PKO 特委 工藤内閣法制局長官答弁)

(4) 「国際紛争を解決する手段としては」の意義

国際紛争の問題でありまして、第 9 条の第 1 項においては、お言葉にありましたように、国際紛争解決の手段としては武力行使等を許さない、その趣旨はこれはずつと前から政府として考えておりますところは、他国との間に相互の主張の間に齟齬を生じた、意見が一致しないというような場合に、業をにやして実力を振りかざして自分の意思を貫くために武力を用いる、そういうことをここで言っておるのであつて、日本の国に対して直接の侵害が加えられたというような場合に、これに対応する自衛権というものは決して否定しておらないということを申しておるのであります。…(中略)…いざこ

ざが前にあろうとなかろうと、こちらから手を出すのは、これは無論解決のための武力行使になりますけれども、いざこざがあつて、そうして向うのほうから攻め込んできた場合、これを甘んじて受けなければならんということは、結局言い換えれば自衛権というものは放棄した形になるわけです。自衛権というものがあります以上は、自分の国の生存を守るだけの必要な対応手段は、これは勿論許される。即ちその場合は国際紛争解決の手段としての武力行使ではないのであつて、国の生存そのものを守るための武力行使でありますから、それは当然自衛権の発動として許されるだろう、かように考えておるのであります。

(昭和 29 年 5 月 13 日 参・法務委 佐藤内閣法制局長官答弁)

3 . 自衛権の発動要件

(1) 自衛権発動の 3 要件

一について〔自衛権の発動はどのような場合に認められるか?〕

(一) 憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、

- ・ 我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ・ これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ・ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合に限られると解しており、これらの三要件に該当するか否かの判断は、政府が行うことになると考えている。

なお、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第76条の規定に基づく防衛出動は、内閣総理大臣が、外部からの武力攻撃(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合に命ずるものであり、その要件は、自衛権発動の三要件と同じものではない。

(二) 自衛権発動の要件は、(一)において述べたとおりであり、政府はそれ以外の要件を考えているわけではない。

なお、現実の事態において我が国に対する急迫不正の侵害が発生したか否かは、そのときの国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等々により判断されるものであり、限られた与件のみ仮設して論ずべきではないと考える。

(昭和 60 年 9 月 27 日 森清衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

(2) 武力攻撃の発生時点

安保条約第 5 条は、国連憲章第 51 条のワケ内において発動するものでありますが、国連憲章においても、自衛権は武力攻撃が発生した場合にのみ発

動し得るものであり、そのおそれや脅威がある場合には発動することはできず、したがって、いわゆる予防戦争などが排除されていることは、従来より政府の一貫して説明しているところであります。しこうして、安保条約第5条の意義は、わが国に対する武力攻撃に対しては、わが国自身の自衛措置のみならず、米国の強大な軍事力による抵抗によって対処せられるものなることをあらかじめ明らかにし、もってわが国に対する侵略の発生を未然に防止する抑止機能にあります。さらに、現実の事態において、どの時点で武力攻撃が発生したかは、その時の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様等々によるのでありまして、抽象的に、または限られた与件のみ仮設して論ずべきものではございません。したがって、政府としては、御質問に述べられた三つの場合について、武力攻撃発生、したがって自衛権発動の時点論ずることは、適当とは考えない次第でございます。

(昭和45年3月18日 衆・予算委 愛知外務大臣答弁)

4. 自衛力増強の限界

(1) 保有し得る兵器の具体的限度の判断基準・潰滅的兵器保有の禁止

憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものである。

右の憲法上の制約の下において保持を許される自衛力の具体的な限度については、その時々々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有することは否定し得ない。もっとも、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器(例えばICBM、長距離戦略爆撃機等)については、いかなる場合においても、これを保持することが許されないのはいうまでもない。

これらの点は、政府のかねがね申し述べてきた見解であり、今日においても変わりはない。

(昭和53年2月14日 衆・予算委提出)

(2) 自衛権行使のための武器の保有

性能上純粋に国土を守ることにのみ用いられる兵器の保持が憲法上禁止されていないことは、明らかであるし、また、性能上相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない。

このような、それ自体の性能からみて憲法上の保持の可否が明らかな兵器以外の兵器は、自衛権の限界をこえる行動の用に供することはむろんのこと、将来自衛権の限界をこえる行動の用に供する意図のもとに保持することも憲法上許されないことは、いうまでもないが、他面、自衛権の限界内の行動

の用にのみ供する意図でありさえすれば、無限に保持することが許されるというものでもない。けだし、本来わが国が保持し得る防衛力には、自衛のため必要最小限度という憲法上の制約があるので、当該兵器を含むわが国の防衛力の全体がこの制約の範囲内にとどまることを要するからである。

(昭和 44 年 4 月 8 日 松本善明衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

(3) 核兵器の保有

- 一 憲法上核兵器の保有が許されるか否かは、それが憲法第 9 条第 2 項の「戦力」を構成するものであるか否かの問題に帰することは明らかであるが、政府が従来から憲法第 9 条に関してとっている解釈は、同条が我が国が独立国として固有の自衛権を有することを否定していないことは憲法の前文をはじめ全体の趣旨に照らしてみても明らかであり、その裏付けとしての自衛のための必要最小限度の範囲内の実力を保持することは同条第 2 項によっても禁止されておらず、右の限度を超えるものが同項によりその保持を禁止される「戦力」に当たるといふものである。

そして、この解釈からすれば、個々の兵器の保有についても、それが同項によって禁止されるか否かは、それにより右の自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるか否かによって定まるべきものであって、右の限度の範囲内にとどまる限りは、その保有する兵器がどのような兵器であるかということは、同項の問うところではないと解される。

したがって、通常兵器であっても自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるものは、その保有を許されないと解される一方、核兵器であっても仮に右の限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有が許されることになるというのが法解釈論としての当然の論理的帰結であり、政府が従来国会において、御質問に応じ繰り返し説明してきた趣旨も、右の考えによるものであって、何らかの政治的考慮に基づくものではないことはいふまでもない。

二 (略)

- 三 もっとも、一に述べた解釈において、核兵器であっても仮に自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有を許されるとしている意味は、もともと、単にその保有を禁じていないといふにとどまり、その保有を義務付けているといふものでないことは当然であるから、これを保有しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであって、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、国是ともいふべき非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

(昭和 53 年 4 月 3 日 参・予算委 真田内閣法制局長官答弁)

5. 自衛権行使の地理的範囲

(1) 公海・公空での自衛権行使の可能性

我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではなく、公海及び公空にも及び得るが、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

仮に、他国の領域における武力行動で、自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考える。この趣旨は、昭和31年2月29日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解によって既に明らかにされているところである。

(昭和60年9月27日 森清衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

(2) 公海における実力行使

個別的自衛権の本質として、直接領域を守るだけでなく、公海上にある船舶あるいは公空上にある航空機を守ることも認められるのではないかということは先ほど御答弁申し上げたわけでありましたが、それを前提として、しからば公海上において一定の期間一定の海域をコントロールすることが憲法で言う必要最小限度に入るのかという御質問だと思います。

必要最小限度の実力を行使することができるというその実力行使の態様は、先ほども申し上げましたように、具体的状況に応じ千差万別でありますから一概には言えないと思いますが、海上交通路を確保するための実力行使であって、どういう場合であってもそれが領海と同じような意味の支配権を確立するというのではないかと私どもは理解しております。したがって、交通路を確保するための実力行使がわが国を防衛するための必要最小限度の範囲内にとどまる、そういうものである限りはそれは許されると思いますが、全く領海と同じような権利をそこにわが国が確立をするということではないというふうに考えております。

(昭和57年2月23日 衆・予算委 角田法制局長官答弁)

(3) 自衛のための誘導弾発射基地への攻撃

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法

理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防御上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らないだろうという趣旨で申したのであります。この点防衛庁長官と答弁に食い違いはないものと思います。

(昭和 31 年 2 月 29 日 衆・内閣委 鳩山内閣総理大臣答弁(船田防衛庁長官代読))

6 . 集団的自衛権

一から五までについて〔集団的自衛権の行使は可能か?〕

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというようなものではない。

六について〔集団的自衛権保持の根拠は何か?〕

我が国は、国際法上、国際連合憲章第 51 条に規定する集団的自衛権を有しており、このことについて、日本国との平和条約第 5 条(c)は、「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第 51 条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること...を承認する。」と、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第 3 項第 2 段は、「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第 51 条に掲げる個別的又は集団的自衛の権利を有することを確認する。」と、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文は、「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認し」と、それぞれ規定している。

なお、我が国が集団的自衛権を行使することが憲法上許されないことについては、一から五までにおいて述べたとおりである。

(昭和 56 年 5 月 29 日 稲葉誠一衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

7. 武力行使との一体化

例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけですが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法 9 条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということをお答えしているわけであります。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきているわけですが、委員重々御承知と思っておりますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、当該行動等の具体的内容、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々の判断するべきものである、そういう見解をとっております。

(平成 9 年 2 月 13 日 衆・予算委 大森法制局長官答弁)

8. 国連活動との関係

(1) 集団安全保障

イ 集団安全保障体制への参加

集団的安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念であり、国連憲章にはそのための具体的な措置が定められております。

ところで、憲法には集団的安全保障へ参加すべきである旨の規定は直接明示されていないところであります。ただ、憲法前文には、憲法の基本原則の一つである平和主義、国際協調主義の理念がうたわれており、このような平和主義、国際協調主義の理念は、国際紛争を平和的手段により解決することを基本とする国連憲章と相通ずるものがあると考えられます。

我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟し、国連憲章には集団的安全保障の枠組みが定められていることは御承知のとおりであります。

したがって、我が国としては最高法規である憲法に反しない範囲内で憲法第 98 条第 2 項に従い国連憲章上の責務を果たしていくこととなりますが、もとより集団的安全保障に係る措置のうち憲法第 9 条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことが許されないのは当然のことです。

(平成 6 年 6 月 13 日 参・予算委 大出内閣法制局長官答弁)

□ 国連軍への参加

国連憲章に基づきます、いわゆる正規のと俗称言われておりますが、そういう国連軍へ我が国がどのように関与するか、その仕方あるいは参加の態様といったものにつきましては、現在まだ研究中でございます、結果を明確に申し上げるわけにはまだ参っておりません、かような段階でございます。

ただ、そこで考えます思考過程と申しますか、研究過程と申しますか、そういうふうなものを申し上げますとこういうことになるかと思っております。

…(中略)…。こういった憲法の 9 条の解釈といえますか適用といえますか、そういうものの積み重ねがございまして、そういうのから推論してまいりますと、その任務が我が国を防衛するものとは言えない、そこまでは言い切れない国連憲章上の国連軍、こういうものに自衛隊を参加させることにつきましては憲法上問題が残るのではなからうか。

ただ一方、他方におきまして国連憲章の方を考えますと、国連憲章の 7 章に基づく国連軍というのはいまだ設置されたことはないわけでございます。それから、その設置につきまして、たしか国連憲章の 43 条だっただと思っておりますが、そこにおきまして特別協定を結ぶというふうなことも規定されてございます。この特別協定がいかなる内容になるか、まだ判然としないということでございます。

それからさらに、国連憲章 43 条で挙げております兵力、援助、便宜の供与でございましょうか、そういった三つのものにつきましても、そういうのをどういうふうに組み合わせて行うか、それ全部を行う義務は必ずしもないとも解されております。さらにもっと申し上げれば、国際情勢が今急速に変化しつつあります。

こういうふうな諸点を考えてまいりますと、現段階でそれを明確に申し上げるわけにはなかなかまいらない、これが今研究中と申し上げた趣旨でございます。将来国連軍の編成が現実の問題になりますときに、そういう意味で以上申し上げたようなことを総合勘案いたしまして判断していく

ことになろう、かように考えております。

(平成2年10月19日 衆・予算委 工藤内閣法制局長官答弁)

(2) PKO 活動

イ PKO への参加、「海外派兵」と「海外派遣」との関係等

- 一 いわゆる「国連軍」は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えている。これに対し、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないわけではないが、現行自衛隊法上は自衛隊にそのような任務を与えていないので、これに参加することは許されないと考えている。

我が国としては、国連の「平和維持活動」が国連の第一義的目的である国際の平和と安全の維持に重要な役割を果たしていると認識している。このような観点から、国連の「平和維持活動」に対し、従来から実施している財政面における協力に加え、現行法令下で可能な要員の派遣、資機材の供与による協力を検討して行きたいと考えている。

- 一 (略)

- 一 従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛隊のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。したがって、このような海外派兵について将来の想定はない。

これに対し、いわゆる海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的を持たないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできないと考えている。このような自衛隊の他国への派遣については、将来どうするかという具体的な構想はもっていない。

(昭和55年10月28日 稲葉誠一衆議院議員の質問に対する政府答弁書)

ロ 「国連軍」への「参加」と「協力」

1. いわゆる『国連軍』に対する関与のあり方としては、『参加』と『協力』とが考えられる。
2. 昭和55年10月28日付政府答弁書にいう『参加』とは、当該『国連軍』の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、

平和協力隊が当該『国連軍』に参加することは、当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊が当該『国連軍』に参加する場合と同様、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

3. これに対し、『協力』とは、『国連軍』に対する右の『参加』を含む広い意味での関与形態を表すものであり、当該『国連軍』の組織の外にあって行う『参加』に至らない各種の支援をも含むと解される。
4. 右の『参加』に至らない『協力』については、当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであっても、それがすべて許されないわけではなく、当該『国連軍』の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該『国連軍』の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。

(平成2年10月26日 衆・PKO 特委 中山外務大臣答弁)

八 5 原則と武力行使との一体化

我が国の自衛隊が今回の法案に基づきまして国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織に参加する場合に、まず第一に武器の使用、これは我が国要員等の生命、身体の防衛のために必要な最小限のものに限られる、これが第一でございます。

それから第二に、紛争当事者間の停戦合意、これが国際平和維持活動の前提でございますが、そういう紛争当事者間の停戦合意が破れるということなどで我が国が平和維持隊などの組織に参加して活動する、こういう前提が崩れました場合、短期間にこのような前提が回復しない、このような場合には我が国から参加した部隊の派遣を終了させる、こういった前提を設けて参加することといたしております。

したがって、仮に全体としての平和維持隊などの組織が武力行使に当たるようなことがあるといたしましても、我が国としてはみずからまず武力の行使はしない、それから、当該平和維持隊などの組織といわゆるそこが行います武力行使と一体化するようなことはない、こういうことでございまして、その点が確保されておりますので、我が国が武力行使をするというような評価を受けることはない。したがって、憲法に申します平和主義、憲法前文で書かれ、あるいは憲法9条で武力の行使を禁止している、そういう点につきまして憲法に反するようなことはない、かように考えております。

また、先ほどのお尋ねの中で、過去の政府見解に反するのではないかと、あるいはそういう懸念が聞こえてくる、こういう御質問でございましたけれども、それにつきましても、その目的、任務に武力行使を伴うような平和維持軍、当時は平和維持軍と呼んでおりましたが、そういうものにつき

ましてのいわゆる参加の問題、これにつきましても、従来は、今申し上げましたような二つの前提、こういうものを設けることなく一般論として申し上げてまいりましたけれども、今のような前提を設けてこれで参加する場合には憲法に違反するようなものではない、したがって当然従来の見解をその意味でも変更するものではない、整合性はとれたもの、かように考えております。

(平成 3 年 9 月 25 日 衆・PKO 特委 工藤内閣法制局長官答弁)

二 いわゆる B タイプ (任務遂行に対する実力を伴う妨害を排除する場合) の武器使用

お尋ねの武器使用の国際基準でございますけれども、これは、いろいろ明確な、どういうものを御指摘になっているのか必ずしもわかりませんが、一般に、国連の平和維持隊におきましては、要員の生命等の防護のための武器使用と、それから、任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用とが認められているわけでありまして、

それで、他方、本法案とかあるいは国連平和協力法に基づきます我が国の自衛官の武器使用は、これは従来からしばしば申し述べておりますが、いわば自己保存のための自然権的権利として、自己の生命、身体を防護するために必要やむを得ない場合に限られておる。これは憲法九条が禁止する武力行使に至ることを避けるためにほかならないわけでありまして、御指摘の国連の平和維持隊に許されております武器使用のすべて、特にいわゆる B タイプの、これは任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用であります。それを我が国自衛官に認めることは、憲法九条との関係で問題があるという考え方でございます。

(平成 13 年 10 月 15 日 衆・テロ特委 津野内閣法制局長官答弁)

(3) 多国籍軍

お尋ねは、多国籍軍というのは、多分湾岸危機の際に結集されました湾岸多国籍軍というものを念頭に置いたお尋ねだろうと思っておりますが、それに即してお答え申し上げますと、あ那时的多国籍軍と申しますのは、武力行使をそもそも目的とするものであった。したがって、その武力行使を目的としていわゆる多国籍軍の一員として参加するということは憲法上できないということは、従前も答えているところでございます。

ただ、他方、参加に至らない協力、多国籍軍に対する協力につきましては、そのすべてが許されないわけではなく、当該多国籍軍の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されませんが、当該多国籍軍の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許されるということになるかと思っております。

(平成 10 年 12 月 7 日 衆・予算委 大森内閣法制局長官答弁)

9 . 米国との関係

(1) 基地の提供

事前協議の主題とされるのは、米軍の戦闘作戦行動にかかる施設・区域の使用であって、これに承諾を与えることがあっても、それは、あくまでも施設・区域の使用についての承諾にほかならず、わが国自体が武力の行使をするのとは明らかに違うが、この点については、さらに、米軍に対する基地の提供と憲法との関係について判断を下した最高裁判決（昭和 34・12・16）（注：いわゆる「砂川事件」判決）が参考とされよう。

この判決は、いわゆる旧安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約）に関して、同条約に基づく米軍の駐留の「目的は、専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起こらないようにすることに存し」、したがって、その駐留は、「憲法 9 条、98 条 2 項および前文の趣旨に適合こそすれ、」云々と述べて、米軍の駐留が憲法第 9 条、第 98 条第 2 項及び前文に違反するとは断じ得ないとしている。

同条約は、いわゆる現安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）のような事前協議条項を欠いており、わが国は、同条約によって、すなわち同条約の締結という政府の行為によって、駐留米軍による戦闘作戦行動のための基地としての施設及び区域の使用が、極東における国際の平和と安全の維持に寄与するものである限り、その態様のいかんにかかわらず、これを包括的に承認していたのであるが、最高裁は、このような実体を持っていた同条約による米軍の駐留をむしろ「憲法 9 条、98 条 2 項および前文の趣旨に適合こそすれ...」と判断したのである。

右の理は、現安保条約についても、変わるところがあろうはずはなく、現条約に基づく米軍の基地（施設及び区域）の使用について、承諾を与えることが憲法第 9 条、第 98 条第 2 項及び前文に違反することは、あり得ないことである。

（昭和 44 年 4 月 8 日 松本善明衆議院議員の質問に対する政府答弁書）

(2) 周辺事態における協力と憲法との関係

イ 周辺事態における協力の憲法上の根拠

我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために憲法第 9 条に違反しない範囲で必要な安全保障のための措置をとり得ることは、憲法第 13 条及び前文の趣旨からいって当然のことと解されます。周辺事態における米軍への協力も、そのような考え方に従い、武力の行使等に当たらない限度内で行うものであります。

（平成 9 年 12 月 3 日 参・本会議 橋本内閣総理大臣答弁）

ロ 後方地域支援と武力行使との一体化

…憲法 9 条が禁止しているのは武力の行使ということでございます。この武力の行使とはどういうことかと申し上げますと、これは、常々指摘されますように、人的、物的組織体による国際的武力紛争の一環としての戦闘行動、このように定義されているわけでございます。

そこで、今回、この周辺事態法における後方地域支援として予定している行為というのを見ますと、これは、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する補給、輸送、修理及び整備、医療、通信等の支援措置でございます。したがって、その行為自体が先ほど申し上げましたような意味における戦闘行為自体に当たるということは、これは委員も肯定されるものではない、結論は同じであろうと思います。

そこで、問題は、そういう行為は、それ自体武力の行使という行為に当たらなくとも、米軍の武力の行使と一体化するという評価を受けることを通じて、やはり我が国も武力の行使をしているということになるのではないか、残されたものはそういう局面での議論であろうと思います。

そこで、その点につきましては、予定している行為はいずれも後方地域において行われる、後方地域と申しますのは、先ほど委員も引用されましたような『現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲』において行う、しかも、そういう後方地域の要件が満たされないおそれが生じた場合には、実施区域の指定の変更あるいは活動の中止または一時休止についても法案がそれを予定している。したがって、後方地域においてのみ後方地域支援が実施されることが制度として担保されている、こういうことでございますから、このような後方地域支援の性格、内容にかんがみますと、この法案に基づいて実施することを想定している後方地域支援は、いかなる意味においても米軍の武力の行使の一体化の問題を生ずることはあり得ないということでございます。論理が破綻しているとか、そのような非難には当たらないのではなからうかと思うわけでございます。

(平成 11 年 4 月 23 日 衆・防衛指針特委 大森内閣法制局長官答弁)

(3) テロ対策における協力の根拠

今回のテロ撲滅に対する対応というのは国によって違いますが、日本としては、個別自衛権とか集団自衛権の行使によってこれに立ち向かおうとしているんじゃないのです。

今、戦争という話が出ましたけれども、これは確かにテロとの戦争でしょう、言い方をかえれば、戦争という言葉は、経済戦争とか交通戦争とかいろいろ言葉は使われます。確かに、兵糧攻めという言葉はありますよ、武器弾

薬を使わないで兵糧攻めという、昔から。よく御存じでしょう。そういうことからいえば、戦争の定義は広い。すべてが武器弾薬だと言え言えないこともない。しかし、日本としては、武力行使をしないという前提であります。だから、武力行使をしない、その中で何ができるか。

自衛隊が行くにしても武力行使しないのです、戦闘行為に参加しないのです。そういう中でこのテロとの闘いに、テロの撲滅に、防止策に何ができるかということ考えたのであって、戦争じゃないかという議論はわかりますよ、言っているのは。

しかし、その枠内で、憲法の範囲内で、国際協調という枠内で、そして武力行使をしないという中で考えたので、私は、他の国は集団自衛権でこのテロに立ち向かっている、アメリカは個別自衛権でこのテロとの闘いに向かっている。日本は集団的自衛権でもない、個別自衛権でもない、国際協調だと。その中で日本ができること、自衛隊が新たな任務を持ってできること、そういうことで国際協調の対応でやっているという、その独自の考え方でやっていることを御理解いただきたい。

(平成 13 年 10 月 12 日 衆・テロ特委 小泉内閣総理大臣答弁)

(4) 個別協力事項

イ 情報の提供

情報の提供と武力行使との一体化

一般的な情報交換の一環として情報を提供するというものは、一般論としては実力の行使に当たらないから、憲法 9 条との関係では問題がないであろう。しかしながら、先般も申し上げましたように、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力行使と一体となると判断される可能性があるというふうにお答え申し上げたことは、そのとおりでございます。

そこで、一体化するかどうかの判断の具体的な基準でございますけれども、これはやはり、その一体化論の性質上、我が国の行動の具体的な内容とか、あるいは提供する情報の具体的な内容等を総合的に勘案して、個々の事案に即して判断すべきである。具体的な状況を離れて、委員が今挙げられましたような所与の条件だけで、今、当たるとか、一体化するとか、一体化しないと直ちに断定的にお答えすることは、やはり無理ではなかろうかと思っておりますので、一体化する、あるいは一体化しないという問いに対しては、直接お答えすることは困難であるということが言えようかと思いません。

(平成 11 年 4 月 15 日 衆・防衛指針特委 大森内閣法制局長官答弁)

イージス艦の派遣

結局、これは集団的自衛権とは何なんだというところまで戻って考える必要があるだろうと思っています。集団的自衛権というものに対する認識はそれぞればらばらであって、ただ集団的自衛権という言葉をめぐる議論をしても余り実のあるお話にはならないというふうに考えております。

つまり、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有するということが集団的自衛権というふうに考えております。そしてまた、我が国が集団的自衛権を国際法上有していることは主権国家である以上当然であるが、こういうフレーズが続くわけですね。

そうしますと、実力をもって阻止するとは一体どういうことなんだということを考えてみたときに、データリンク、リンク 11 でもリンク 16 でも基本的には同じことですが、それが実力をもって阻止するというに当たらないということは、これはどなたでも御理解をいただけることだろうと思っています。

そうしますと、従来の政府答弁で、野呂田長官が、何時何分の方向撃てということであれば、それはいわゆる一般的な情報の提供には当たらないということをして答弁をされた例がございますが、そういうような場合になれば、これはあるいは一体化という議論が出てくるのだろう、集団的自衛権、憲法が禁止しておる集団的自衛権の行使につながるおそれという、少なくともその範囲までは入っていくのだろうというふうな認識をいたしております。

今回のデータリンク、もちろん今回出す船が従来のものと変わっておるわけではございません。イージス艦は今リンク 16 というものに換装中でございます。新しいリンクシステムを持つようになります。しかし、ただ、これは量的差異であって質的差異であるとは考えておりません。そのことを前提にして申し上げましたときに、何時何分撃てというようなことが米軍と我々との間で起こるということにはございません。そして、集団的自衛権というものの行使それ自体ができないということになっておりますわけで、そういうことに抵触するような行為を私どもはやることは考えておりませんし、それは当然法の趣旨にもそぐわないものというふうに理解をいたしておるところでございます。

(平成 14 年 12 月 5 日 参・外交防衛委 石破防衛庁長官答弁)

□ 給油、整備、輸送等

航空機又は艦船への給油等

戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で

われるということであろうと思います。したがって、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないということから慎重な検討を必要とするというふうに考えたわけでございますが、これも既に別の機会で述べていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということでございます。

それに対して米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の搭載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないので、その点で飛行機と艦船とは、個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのではなからうかということで、航空機については先ほどのような考えを述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということでございます。

(平成 11 年 4 月 15 日 衆・防衛指針特委 大森内閣法制局長官答弁)

武器・弾薬の輸送

これは、ガイドライン法案、周辺事態法案でも、後方地域におきましては武器弾薬を輸送するということが我が国の憲法に違反しないという観点で議論をされて、お認めいただき法律になったわけでございます。武器弾薬を輸送するという行為が戦闘地域に入らない事態においては憲法上許されるという判断に基づきまして、今回の法律に入ったわけでございます。

もっとわかりやすく言うと、今の時点で、国内で武器弾薬を輸送ということは、だれが考えてもこれは戦闘行為ではありませんよね。ところが、これをどこまで、じゃ、持っていけるかと。これはやはりその相手との密接性の問題だというふうに思っております。これが戦闘地域までとなりますと、これは武力の一体化に抵触する可能性が大いにあるわけでありまして、これが戦闘地域から離れた場所で行われるとなりますと、これは武力の一体化ではないということでございます。

(平成 13 年 10 月 11 日 衆・テロ特 中谷防衛庁長官答弁)